

4 協定

(1) 市町村相互間及び県外との協定

資料 4-(1)-1

災害時の相互応援に関する協定書

島根県（以下「県」という。）及び島根県内の市町村は、島根県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町村が県又は他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他県又は他県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続等）

第2条 応援を受けようとする被災市町村は、次の各号に定める事項を明らかにして、第4条に定める連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて、電話、ファクシミリ等により応援要請を行うとともに、後日、速やかに次の各号に定める事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号、第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
 - (3) 前条第4号に掲げるものの職種別人員
 - (4) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村以外の市町村は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待っているとまがないと認めるときは、前項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合、前項の要請があったものとみなす。
- 3 他県又は他県の市町村の応援を受けようとする被災市町村は、県の連絡担当部局を通じて応援要請するものとする。
- 4 県の連絡担当部局を通じて他県又は他県の市町村からの応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の可否を県の連絡担当部局に通報するものとする。

（応援経費の負担）

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町村の負担とする。

- 2 応援を受けた被災市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがない旨を要請した場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。

資料 4-(1)-1

災害時の相互応援に関する協定書

(連絡担当部局)

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、島根県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書 60 通を作成し、各自が記名・押印をして、各 1 通を所持する。

平成8年2月1日

島根県知事	松益江島八人仁加吉赤多温邑瑞	江田津根雲束多茂田来伎泉智穂城隅和日箇ノ	市市町村町町町町町町町町町町町	長長長長長長長長長長長長長長長	浜大平美玉広横木掛斐湖仁大石旭美日西都知	田田保湯瀬田次合川陵摩和見町長都原郷万夫	市市町町町町町町町町町町町町町町村	長長長長長長長長長長長長長長長
出安鹿東宍伯大三頓佐大川羽	根雲島出道太東刀原田社本							
桜弥匹柿布海	江栄見木施士							

資料 4-(1)-2

中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害時における、防災対策特に応急対策の一層の充実・強化を図ることを目的として、中国・四国地区の県庁所在都市をもって構成する中国・四国地区都市防災連絡協議会（以下「協議会」という。）の会員市が協力して、物資・労力等の相互応援を行うことについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入
- (6) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (7) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要する被災会員市は、原則として、次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに、当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号及び第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、派遣職員の事務職、医療職技術職、技能職等の職種別及び人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第4条 応援を要請された会員市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 被災会員市以外の会員市は、通信の途絶等により被災会員市と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災会員市が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災会員市からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として、応援を要請する会員市の負担とする。

2 応援を要請する会員市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請する会員市から要請があった場合は、応援する会員市は、一時繰替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第6条 本協定に定める事項の連絡調整の確実及び円滑を図るため、各会員市の防災担当課長等を連絡責任者としてあらかじめ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めない事項は、協議会の会員市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書9通を作成し、各会員市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年3月28日

鳥取市	代表者	鳥取市長	西 尾 遼 富
松江市	代表者	松江市長	宮 岡 寿 雄
岡山市	代表者	岡山市長	安 宅 敬 祐
広島市	代表者	広島市長	平 岡 敬
山口市	代表者	山口市長	佐 内 正 治
徳島市	代表者	徳島市長	小 池 正 勝
高松市	代表者	高松市長	増 田 昌 三
松山市	代表者	松山市長	田 中 誠 一
高知市	代表者	高知市長	松 尾 徹 人

資料 4-(1)-3

中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定実施細目

改正 平成 25 年 3 月 11 日

(趣旨)

第 1 条 この実施細目は、中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定（以下「協定」という。）
第 7 条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第 2 条 協定第 6 条により会員市は、相互応援のための連絡責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他
連絡調整に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(応援の実施等)

第 3 条 協定第 4 条による応援の実施にあたっては、災害等発生当初から円滑かつ迅速に行うため、被災市
に対する支援を行う市を予め定めたカウンターパート制により行うものとする。
2 カウンターパート制により被災市に対する支援を行う市の組み合わせのほか、カウンターパート制によ
る支援の実施に関し必要な事項は、カウンターパート制運用基準で定める。
3 カウンターパート制による支援の実施が円滑に行われるよう、必要に応じ訓練等を行うとともに、連絡
体制や支援体制等について、必要な改善に努めるものとする。
4 カウンターパート制による支援の実施にあたっては、中国・四国 9 県による「中国・四国地方の災害等発
生時の広域支援に関する協定」（平成 24 年 3 月 1 日施行）に基づく支援と連携を図り、効率的に行うもの
とする。

(応援職員等)

第 4 条 協定第 4 条の応援の実施に伴う経費のうち、協定第 2 条第 6 号に定める応援職員の派遣に伴う経費
の負担については、次のとおりとする。
(1) 応援を要請した会員市（以下「応援要請市」という。）が負担する経費の額、応援をした会員市（以
下「応援市」という。）が定める規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲
内とする。
(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要す
る経費は、応援市の負担とする。
(3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたもの
については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償
の責めに任ずる。
(4) 前 3 号に定めるもののほか、応援職員の派遣に伴う経費については、応援要請市及び応援市が協議
して定める。
2 応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
4 応援要請市は、可能な範囲において応援職員に対する宿舍のあつせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第 5 条 応援市は、協定第 5 条第 2 項により経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した
額について、応援要請市に請求する。
(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
(2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた

場合の修理費

- 2 前項の規定による請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡責任者を經由して応援要請市の市長に行うものとする。
- 3 前2項の規定により難しいときは、応援要請市及び応援市が協議して定める。

(幹事市)

- 第6条 協定の運用に係る庶務は、幹事市において処理し、幹事市は、別表に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。
- 2 幹事市の次順の会員市を、副幹事市とし、幹事市がその用務を処理することが困難であるときは、用務を代行する。
 - 3 前2項により難しい場合は、会員市が協議して定める。

(幹事市等の用務)

- 第7条 幹事市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。
- (1) 協定第6条に定める連絡責任者等の会員市への周知
 - (2) 協定第7条の定めによる会員市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整
 - (3) 応援要請市若しくは応援市と他の会員市との情報連絡又は情報の周知
 - (4) その他被災会員市から要請のあった用務
- 2 応援市は、その応援内容及び応援により収集した応援要請市の被災状況等の情報を幹事市へ連絡するものとする。

(資料の交換)

- 第8条 会員市は、協定による応援が円滑に行われるよう、必要な資料を相互に交換するものとする。

平成8年8月7日

別表

順	都市名
1	広島市
2	徳島市
3	山口市
4	高松市
5	鳥取市
6	松江市
7	松山市
8	岡山市
9	高知市

順は、平成8年度を1とする。

附則（平成25年3月11日）

この実施細目は、平成25年3月11日から施行する。

中国・四国地区都市防災連絡協議会カウンターパート制運用基準

(趣旨)

第1条 中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定実施細目（以下「実施細目」という。）第3条第2項の規定に基づき、カウンターパート制による支援の実施に必要な事項を定める。

(支援を行う市の組合せ)

第2条 カウンターパート制により被災市に対する支援を行う市の組合せを次のとおり定める。

組合せ	構 成 市
グループ1	鳥取市 徳島市
グループ2	岡山市 高松市
グループ3	広島市 松山市
グループ4	松江市 山口市 高知市

(支援を行う市の役割)

第3条 カウンターパート制により被災市に対する支援を行う市（以下「支援担当市」という。）の役割は、次のとおりとする。

- (1) 連絡員を被災市に派遣して情報収集を行い、被災地ニーズ等を把握
- (2) 被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施
- (3) 被災地ニーズ、支援状況等を第4条に定める調整市に報告

(調整市の設置)

第4条 被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地区と四国地区に調整市をそれぞれ設置する。調整市は、同協議会の幹事市、副幹事市等とし、輪番とする。なお、調整市が被災した場合には、次順の都市がこれを代行するものとする。

2 調整市は相互に連携し、カウンターパート制による支援担当市からの被災市の被災状況や各市の支援状況等の情報集約を行い、会員市への情報伝達等を行うとともに、被災市に対する支援に係る包括的な調整（カウンターパート制による支援担当市のみでは対応が困難な場合などにおいて他の支援市の派遣調整など）を行う。

(災害情報の共有)

第5条 支援担当市と支援の相手方となる市（以下「支援対象市」という。）は、相互に連絡し、被害状況等の情報を共有する。

2 前項の情報共有を開始する時期は、次のとおりとする。ただし、カウンターパートグループで別の定めをした場合はこの限りでない。

- (1) 支援対象市に災害対策本部が設置されたとき
- (2) 支援対象市において、震度6弱以上の地震が観測されたとき又は大津波・津波警報が発表されたとき
- (3) 援対象市において、被害の規模が甚大な災害等が発生したとの情報を得たとき

(連絡員の派遣)

第6条 支援担当市が支援対象市に連絡員を派遣する時期は、次のとおりとする。ただし、カウンターパートグループ構成市において別の定めをした場合はこの限りではない。

- (1) 前条の情報共有の過程において、支援対象市から支援担当市に対して支援要請の意向が示されたと

資料 4-(1)-3

中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定実施細目

き

(2) 支援担当市が災害等の実態に照らし、支援が必要と判断して連絡員派遣の申し出を行った場合において、支援対象市がその受け入れを了承したとき

(3) 通信の途絶等により、支援担当市が被害状況等の情報を収集することが困難な場合において、支援対象市に甚大な被害が推測されるとき

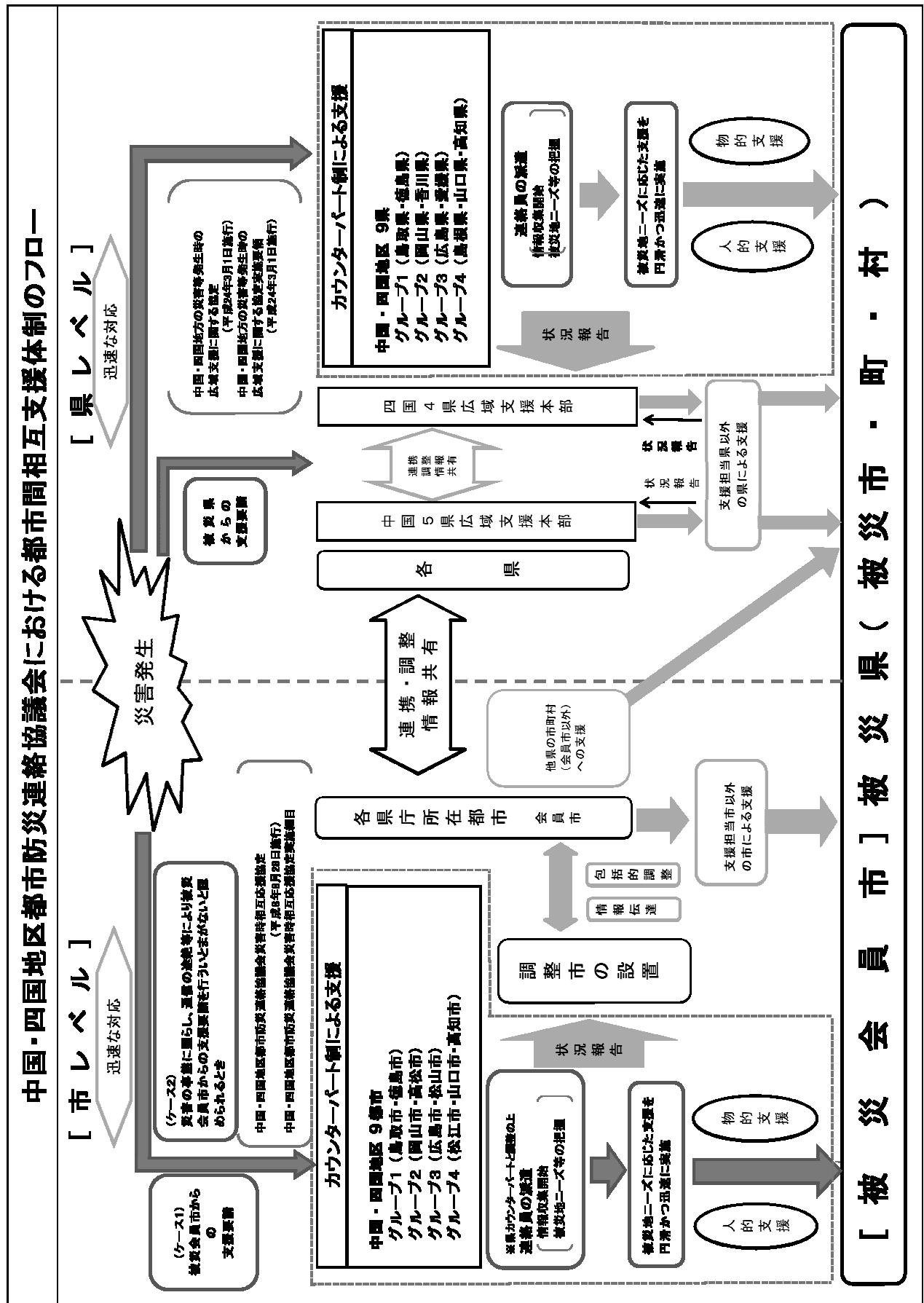
2 支援担当市が支援対象市に連絡員を派遣したときは、支援担当市が所属する地区の調整市に対しその旨連絡するものとする。

附 則

この基準は、平成 25 年 3 月 11 日から施行する。

【参考】

調 整 市	中国地区	四国地区
平成 24 年度	岡山市（正）	高知市（副）
平成 25 年度	広島市（副）	高知市（正）
平成 26 年度	広島市（正）	徳島市（副）
平成 27 年度	山口市（副）	徳島市（正）
平成 28 年度	山口市（正）	高松市（副）
平成 29 年度	鳥取市（副）	高松市（正）
平成 30 年度	鳥取市（正）松江市（副）	高松市（副）
平成 31 年度	松江市（正）	松山市（副）
平成 32 年度	岡山市（副）	松山市（正）
平成 33 年度	岡山市（正）	高知市（副）
平成 34 年度	広島市（副）	高知市（正）
平成 35 年度	広島市（正）	徳島市（副）
平成 36 年度	山口市（副）	徳島市（正）
平成 37 年度	山口市（正）	高松市（副）
平成 38 年度	鳥取市（副）	高松市（正）
平成 39 年度	鳥取市（正）松江市（副）	松山市（副）
平成 40 年度	松江市（正）	松山市（副）
平成 41 年度	岡山市（副）	松山市（正）



資料 4-(1)-4-1

中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書

松江市、出雲市、安来市、米子市、境港市及び鳥取県西部町村会（以下「構成市町村」という。）は、構成市町村の行政区域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、被災した構成市町村が応急対策及び復旧活動を円滑に実施できるよう、法第8条第2項第12号の規定により、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (6) 被災した児童、生徒等の一時受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する構成市町村（以下「要請市町村」という。）は、原則として、次に掲げる事項を明らかにした上、電話その他の方法により応援を要請し、後日、速やかに当該事項を記載した文書により提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、当該供給又は提供を必要とする物資、資機材、車両等の品名、規模、数量その他必要な事項
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、当該派遣を必要とする職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 前条第5号及び6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第3条 前条の規定により応援の要請を受けた構成市町村（以下「応援市町村」という。）は、これに速やかに応じるものとする。

2 構成市町村は、前条の規定による要請がない場合であっても、構成市町村及びその周辺市町村の被災状況等から応援の必要があると認めた場合は、自らの判断により自主応援活動を実施することができるものとする。この場合において、当該自主応援活動は、前条の規定による要請を受けて行ったものとみなす。

（費用の負担）

第4条 応援に要した費用は、原則として、要請市町村の負担とする。

2 要請市町村が前項の費用を支弁するいとまがないため、法第92条第2項の規定により当該費用の一時繰替え支弁の要請を行ったときは、応援市町村は、当該費用の一時繰替え支弁を行い、応援終了後、要請市町村に請求するものとする。

（防災連絡協議会）

第5条 構成市町村は、この協定で定める事項を確実、かつ、円滑に実施するため、防災連絡協議会を設置するものとする。

（実施細目）

第6条 この協定を実施するために必要な細目については、構成市町村が協議のうえ、別に定めるものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、構成市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、構成市町村の同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成25年7月23日

島根県	松江市
島根県	出雲市
島根県	安来市
鳥取県	米子市
鳥取県	境港市
鳥取県	西部町村会

〔鳥取県西部町村会構成自治体〕

日吉津村
大山町
南部町
伯耆町
日南町
日野町
江府町

資料 4-(1)-4-2

中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「中海・宍道湖・大山圏域災害時相互応援協定書」(以下「協定」という。)第6条の規定に基づき、当該協定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援職員)

第2条 協定第1条第4号の規定により派遣された職員(以下「応援職員」という。)は、その応援業務に従事するときは、腕章等により自らの所属市町村名を明示するものとする。

2 応援職員は、その派遣に当たり、必要な被服その他の必要な物資を携行するものとする。

(応援職員に係る費用の負担)

第3条 協定第4条第1項に規定する応援に要した費用のうち、応援職員の派遣に係る費用(以下この条において「派遣費用」という。)の負担については、次に掲げるとおりとする。

(1) 要請市町村が負担する派遣費用の額は、応援市町村が定める規程に基づき算出した応援職員の派遣に係る旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 前条第2項の規定に係る費用は、応援市町村が負担する。

(3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の公務災害補償に係る費用は、応援市町村が負担する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、派遣費用の負担については、構成市町村が協議の上定めるものとする。

2 応援職員が第三者に損害を与えた場合における賠償責任は、応援業務に従事のものにあっては要請市町村が、応援市町村・要請市町村間の移動中のものにあっては応援市町村が、負うものとする。

(一時繰替え支弁に係る費用の支払)

第4条 応援市町村は、協定第4条第2項の規定により一時繰替え支弁を行ったときは、次に掲げる費用の額を算出し、当該算出した額の支払を要請市町村に請求するものとする。

(1) 備蓄物資及び調達物資にあっては、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、機械器具等にあっては、借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(3) 前条の規定により要請市町村が負担する派遣費用

(費用の請求)

第5条 応援に要した費用の請求は、領収書その他の関係書類を添付した請求書により行うものとする。

(幹事市)

第6条 協定第5条に規定する防災連絡協議会は、この協定書及び実施細目の円滑な運用に資するため、輪番制による幹事市(町村は除く)を設けるものとする。

2 幹事市は次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 構成市町村相互の連絡調整に関すること。

(2) 構成市町村における定期的な研究会、協議会等に関すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、構成市町村から要請のあった事項に関すること。

(資料の提供等)

第7条 構成市町村は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に必要な資料の提供、定期的な意見交換等を実施するものとする。

(その他)

第8条 この実施細目に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、構成市町村が協議して定めるものとする。

この実施細目の締結にあたっては、構成市町村の同意書をもって、実施細目が成立したものとみなす。

平成 2 5 年 7 月 2 3 日

島 根 県	松 江 市
島 根 県	出 雲 市
島 根 県	安 来 市
鳥 取 県	米 子 市
鳥 取 県	境 港 市
鳥 取 県	西部町村会

〔鳥取県西部町村会構成自治体〕

日 吉 津 村
大 山 町
南 部 町
伯 耆 町
日 南 町
日 野 町
江 府 町

資料 4-(1)-5

地震等災害時の相互応援に関する協定

国際特別都市建設連盟に加盟する市町間において、地震等による災害時の相互応援について次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、国際特別都市建設連盟に加盟する都市（以下「加盟都市」という。）相互の友好の精神に基づき、地震若しくはその他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、加盟都市間の相互応援に関する基本的な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 災害時における相互応援を確実かつ円滑に行うため、国際特別都市建設連盟規約第12条第1項に規定する事務局（以下「連盟事務局」という。）は、毎年1回、加盟都市の防災担当部署の連絡責任者、連絡先等を定めた名簿を作成し、加盟都市に配付する。

2 加盟都市の防災担当部署は、地域防災計画その他参考資料を相互に交換する等、日頃の情報交換に努めるものとする。

(応援体制)

第3条 加盟都市を次の表に定めるブロックに分ける。

ブロック名	構成市町
西日本ブロック	別府市、松江市、松山市
近畿ブロック	奈良市、京都市、芦屋市、鳥羽市
東日本ブロック	伊東市、熱海市、軽井沢町、日光市

2 ブロックに幹事都市及び副幹事都市を置き、ブロック構成都市の中から互選により定める。ただし、連盟事務局所在都市は、幹事都市を兼ねることはできないものとする。

3 加盟都市が災害等により被災した場合は、次に定めるところにより、応援の要請を行うものとする。

(1) 連盟事務局所在都市

(2) 連盟事務局所在都市が被災した場合は、被災市町が属するブロックの幹事都市

(3) 連盟事務局所在都市及び被災市町が属するブロックの幹事都市が被災した場合は、被災市町が属するブロックの副幹事都市

(4) 前3号の都市のいずれも被災した場合は、他のブロックの幹事都市

4 前項の規定により応援の要請を受けた連盟事務局所在都市又は幹事都市若しくは副幹事都市（以下「災害時事務局」という。）は、速やかに各ブロックの幹事都市と応援体制について協議をする。

(相互応援の内容)

第4条 相互応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

(2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供並びにあつせん

(3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4) 救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣

(5) 被災者の一時収容のための施設等の提供及びあつせん

(6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の要請等)

第5条 応援の要請は、応援を必要とする加盟都市が次の事項を明らかにし、口頭で応援を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 前条第1号から第3号までに掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等

(3) 前条第4号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員

(4) 応援を必要とする場所

(5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の応援の要請の有無にかかわらず、加盟都市において大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、他の加盟都市は自主的な状況の判断に基づき応援を開始することができるものとする。

3 前項の規定により応援を開始した加盟都市は、速やかに災害時事務局に報告するものとし、災害時事務局はその後の支援体制を各ブロックの幹事都市と協議するものとする。

(指揮)

第6条 第4条第4号の規定により派遣された職員は、応援要請市町長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、法令その他特別に定めのある場合を除き、原則として応援を受けた加盟都市の負担とする。ただし、応援を実施した加盟都市が費用負担を行うこととした場合においては、この限りでない。

(交流)

第8条 加盟都市は、この協定を実効性のあるものとするため、平常時から地域間交流に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、加盟都市が協議してこれを定めるものとする。

2 この協定書の内容に疑義が生じた場合も前項と同様とする。

附 則 (平成9年8月24日締結)

この協定は、平成9年8月24日から実施する。

附 則 (平成24年6月5日締結)

この協定は、平成24年6月5日から実施する。

附 則 (平成29年10月19日締結)

この協定は、平成29年10月19日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書11通を作成し、各市町長記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年10月19日

別 府 市 長

伊 東 市 長

熱 海 市 長

奈 良 市 長

京 都 市 長

松 江 市 長

芦 屋 市 長

松 山 市 長

軽井沢町長

日 光 市 長

鳥 羽 市 長

資料 4-(1)-6

全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国原子力発電所所在市町村協議会の会員（準会員を含む。）である市町村において、大規模な災害が発生し、被災した会員市町村（以下「被災会員市町村」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合における会員市町村の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(災害応援市町村)

第2条 災害応援市町村は、この要綱の趣旨に賛同した別表に掲げる会員市町村（以下「応援会員市町村」という。）とする。

(連絡担当部局)

第3条 会員市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定めるものとする。

(連絡)

第4条 被災会員市町村は、災害が発生したときは、速やかに事務局に連絡するものとする。

2 事務局は、前項の連絡を受けたときは、速やかに会員市町村へ周知するものとする。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、被災会員市町村が特に必要と認めるもの

(応援要請の手続)

第6条 応援を受けようとする被災会員市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項について記載した文書（別記様式1）を事務局に提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までの応援に要する品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の事務職、医療職、技術職、技能職の職種別及び人員
- (4) 応援を受ける場所及びその経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援要請に必要な事項

(応援体制)

第7条 事務局は、被災会員市町村から応援の要請を受けたときは、役員市町村と協力し、要請の内容に応じ、次の各号に掲げる災害の応援体制を当該各号に定める会員市町村をもって組織するものとする。

- (1) 第1次体制 別に定めるブロック別都道府県内の会員市町村
- (2) 第2次体制 全会員市町村

資料 4-(1)-6

全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱

(実施)

第8条 事務局から応援を要請された会員市町村は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

2 応援要請を受けなかった会員市町村は、被災会員市町村と連絡をとり、適宜必要な応援をすることができるものとする。

(緊急応援活動の実施)

第9条 会員市町村は、他の会員市町村において災害が発生した場合で、緊急の応援活動が必要であると判断したときは、第7条の規定にかかわらず、緊急応援活動を実施できるものとする。

(経費の負担)

第10条 職員の派遣に要する経費及び救援物資の調達その他の応援に要する経費は、原則として被災会員市町村が負担するものとする。

(災害補償等)

第11条 第5条第4号の規定により派遣された職員（次項において「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災会員市町村が、被災会員市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う会員市町村が賠償の責めを負うものとする。

(資料等情報の交換)

第12条 会員市町村は、この要綱に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、災害相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成18年5月12日から施行する。

別表（第2条関係）

泊村	大間町	東通村	女川町	石巻市	浪江町	双葉町	大熊町	富岡町	檜葉町
東海村	御前崎市	刈羽村	柏崎市	志賀町	敦賀市	美浜町	おおい町	高浜町	松江市
上関町	伊方町	玄海町	薩摩川内市	神恵内村	共和町	岩内町	六ヶ所村	長浜市	

様式第 1（第 6 条関係）

第 年 月 日 号

全国原子力発電所所在市町村協議会長 殿

被災会員市町村

災害発生による応援要請について

全国原子力発電所所在市町村協議会相互応援に関する要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり応援を要請します。

項目	内容
1 被害状況	
2 応援の種及び内容	
3 応援を要請する職種別人員	
4 応援場所及び到達経路	
5 応援を受ける期間	
6 その他応援に必要な事項	

資料 4-(1)-7

全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、災害相互応援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 要綱第3条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(ブロック別都道府県)

第3条 要綱第7条第1号に規定するブロック別都道府県は、別表第2のとおりとする。

(応援)

第4条 派遣職員は、応援を行う会員市町村（以下「応援会員市町村」という。）の名を表示する腕章等の標識をつけ、その身分を明らかにするものとする。

2 派遣職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

3 被災会員市町村は、災害の状況に応じ、派遣職員に対する宿舍のあつせん、その他の便宜を供与するものとする。

4 応援を要請する被災会員市町村が要綱第5条に規定する経費を支弁するいとまがなく、当該被災会員市町村から要請があった場合は、応援会員市町村が当該経費を一時繰替支弁することができるものとする。

(経費の額の算出)

第5条 要綱第10条に規定する経費は、次の各号に定めるところにより算出した額とする。

(1) 職員の派遣に要する旅費及び諸手当等の額は、応援会員市町村の条例等に定めた額の範囲内とする。

(2) 備蓄物資及び調達物資の額は、当該物資の購入費及び輸送費に係る額とする。

(3) 車両及び機械器具等の額は、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費に係る額とする。

(経費の請求方法)

第6条 応援会員市町村が前条に定める経費を請求する場合は、応援会員市町村の首長名による請求書に係書類を添付して、連絡担当部局を経由して被災会員市町村に請求する。

2 前条及び前項の規定により難しいときは、経費の額及び請求方法について被災会員市町村及び応援会員市町村が協議して定める。

附則

この実施要領は、平成18年5月12日から施行する。

資料 4-(1)-8

日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、異常渇水等による災害において、速やかに被災都市の給水能力を回復できるように、日本水道協会中国四国地方支部（以下「地方支部」という。）の正会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

(相互応援体制)

第2条 地方支部内に前条に規定する災害が発生した場合は、各都市は、被災都市の応急給水、応急復旧等に全面的に協力するものとする。日本水道協会本部から要請があった場合も、同様とする。

2 地方支部長都市が被災した場合には、各県支部長都市で協議し、相互応援体制を確立するものとする。

(応援要請の方法)

第3条 応援要請の手順は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援を要請する被災都市（以下「応援要請都市」という。）は、県支部長都市へ応接を要請する。
- (2) 県支部長都市は、県支部内の他の都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地方支部長都市へ応援を要請する。
- (3) 地方支部長都市は、前号の応援要請を受けた場合、地方支部内の他の県支部長都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会本部へ応援を要請する。

2 応援要請は、応援要請都市が、次の事項を明らかにして、口頭又は電話、電信、無線等により県支部長都市へ行う。

- (1) 災害の状況 (2) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量 (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路 (5) 応援の期間 (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 応援要請都市は、県支部長都市又は地方支部長都市から応援要請を受けた都市（以下「応援都市」という。）に対し、後日、速やかに応援要請文書を送付するものとする。

(事務局の設置)

第4条 地方支部長都市及び県支部長都市に、あらかじめ事務局を設置する。事務局の役割は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 地方支部応援事務局
 - ア 被災状況の把握及び応援要否の確認
 - イ 県をまたがる場合の応援派遣についての調整
- (2) 県支部応援事務局
 - ア 被災状況の把握及び応援要否の確認
 - イ 応援派遣についての調整

(応援要員の派遣)

第5条 応援都市は、直ちに応援体制を整え応援要請都市に協力するものとする。

2 応援都市は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。

3 派遣応援要員は、応援要請都市の指示に従って作業に従事する。

4 派遣応援要員は、応援都市名を表示した腕章等を着用する。

(応援内容)

第6条 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|----------------------------|-----------------|
| (1) 応急給水活動 | (2) 応急復旧活動 | (3) 応急復旧用資機材の提供 |
| (4) 工事業者の斡旋 | (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項 | |

(応援要員の受入体制の整備)

第7条 各都市は、災害時における応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行するため、平常時から、受入体制を確立しておくものとする。

2 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、県支部長都市は、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等の調整を行う。

(費用負担)

第8条 第6条の規定に掲げる応援に要した経費は、応援要員に係わる人件費等を除くほか、原則として応援要請都市が負担するものとする。

- 2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補填があった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。
- 3 応援都市の職員の派遣に要する旅費、諸手当は、応援都市の諸規定に基づき、応援要請都市が支弁するものとする。
- 4 応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は応援要請都市の負担とする。
- 5 応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては応援都市が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。
- 6 応援都市の職員と共に応援に従事する管工事業者等の派遣に要する経費は、応援要請都市が応援都市の算定基準により支弁するものとする。

(立替支弁)

第9条 応援都市は、応援要請都市が前条第1項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は一時立替支弁するものとし、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。

- (1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
- (2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- (3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

(防災関係物資等の情報交換)

第10条 防災関係物資等の調査は、次に掲げる様式により毎年6月末日までに行うものとする。

- (1) 第4条の規定に定める事務局の連絡担当部課、連絡担当責任者及び補助者に関する情報の交換については、災害時連絡表(様式1)による。
- (2) 防災関係物資等の備蓄状況については、防災関係物資等の備蓄状況調査表(様式2)による。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、地方支部長都市及び県支部長都市が協議して定める。

附則

- 1 この要綱は、平成8年10月4日から施行する。
- 2 水道施設の災害に伴う相互応援対策要綱(昭和59年5月23日制定)は、廃止する。

資料 4-(1)-9

山陰三市水道局災害相互援助に関する協定書

山陰三市水道事業に関する災害対策の重大性にかんがみ、松江市、鳥取市及び米子市（以下「三市」という。）は、水道事業に関し、三市において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて相互に援助するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互援助の基礎とするため、この協定書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害及び渇水等による被害をいう。

（援助要請の手続）

第2条 災害を受け他市の応援を要請しようとする市（以下「応援要請市」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、第4条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、援助物資の調達その他必要な措置を要請するものとし、要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、極力これに応じ援助に努めるものとする。

（応接経費の負担）

第3条 応援に要した経費は、原則として応援要請市が負担するものとする。

2 応援市の職員派遣に要する経費は応援市が支弁し応援要請市は実施細目第3条による額を負担する。

3 応援市は、応援要請市が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請市から要請があった場合は、一時立替支弁するものとする。

4 前3項の定めによりがたいときは、関係各市が協議して定めるものとする。

（連絡担当部課）

第4条 三市は、災害に備えてあらかじめ連絡担当部課を定め、災害が発生したとき又は、災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（物資等の保有調査結果の交換）

第5条 三市は、災害に際し、援助物資等の相互融通の円滑を図るため、おのおのその保有する物資、車両、機械器具等の品目その他を調査し、その結果を毎年定期的に相互に交換するものとする。

（調達物資等の調査）

第6条 三市は、災害時に調達できる援助物資等について、常に調査に努めるものとする。

（災害防止策の調査研究）

第7条 三市は、災害に備え、常に災害防止の方策について調査研究し、その結果及びその他参考となる資料を相互に交換するものとする。

（実施細目）

第8条 この協定書の実施に関して必要な細目事項については、別に定める実施細目によるものとする。

（協議）

第9条 この協定書に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附則

(適用)

この協定書は、平成8年2月1日から適用する。

この協定書の成立を証するため本書3通作成し、各市記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年2月1日

松江市水道事業管理者	久保田 正 幸
鳥取市水道事業管理者	小 林 正 春
米子市水道事業管理者	中 村 治 夫

資料 4-(1)-10

山陰都市連携協議会危機事象発生時における相互応援に関する協定

(目的)

第1条 山陰都市連携協議会を構成する市（以下「構成市」という。）は、構成市の区域内において、地震、風水害のほか市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらすおそれのある危機事象が発生したとき（以下「危機事象発生時」という。）の相互の応援を円滑かつ迅速に行うため、次のとおり協定を締結する。

(応援の内容)

第2条 応援の基本的な内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策及び災害復旧対策に必要な職員の派遣
- (2) 備蓄物資及び救援物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (3) 重要な市役所業務の継続に必要な支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(平常時における協力体制)

第3条 構成市は、危機事象発生時において適切な情報の提供を行うことができる体制の構築等、応援が行われる際の活動環境の整備を促進するものとする。

- 2 構成市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、職員の相互交流及び共同研究等に努めるとともに、相互の防災訓練への参加、助言、評価等を行うものとする。

(危機事象発生時における応援体制)

第4条 応援を実施する市（以下「応援市」という。）は、危機事象が発生した市（以下「危機事象発生市」という。）の災害応急対策及び災害復旧対策が効果的に実施できるよう支援するものとする。

- 2 応援市は、危機事象発生市の要請に応じて、第2条各号に掲げる応援を行うものとする。ただし、震度6弱以上の地震が観測された場合又は構成市間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生市の要請がなくても、応援市の判断により応援を行うものとする。
- 3 応援市は、第2条第3号に掲げる応援を行う際は、危機事象発生市と十分に協議を行うものとする。

(危機事象発生時における受入体制)

第5条 危機事象発生市は、応援市の支援活動が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保、搬送等受入体制の整備に努めるものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として危機事象発生市の負担とする。ただし、構成市の協議により別に定めることができる。

(事務局)

第7条 本協定に係る事務局を山陰都市連携協議会開催市に置く。

(連絡担当部局)

第8条 構成市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、危機事象発生時は、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

(資料の交換)

第9条 構成市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に

交換するものとする。

(他の協定との関係)

第 1 0 条 この協定は、構成市が締結する危機事象発生時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(その他)

第 1 1 条 この協定に定めのない事項については、その都度、構成市が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、山陰都市連携協議会開催市への同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成 2 4 年 1 0 月 2 日

鳥 取 県	鳥 取 市
鳥 取 県	米 子 市
鳥 取 県	倉 吉 市
鳥 取 県	境 港 市
島 根 県	松 江 市
島 根 県	浜 田 市
島 根 県	出 雲 市
島 根 県	益 田 市
島 根 県	大 田 市
島 根 県	安 来 市
島 根 県	江 津 市
島 根 県	雲 南 市

資料 4-(1)-11

災害時における相互応援に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と松江市（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時において、水道施設の早期復旧を目指すため、相互応援に関する協定を締結するとともに双方の水道事業の円滑な運営を図るため、友愛的な精神に基づき相互協力体制を築くものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害の発生時における水道施設の早期復旧をめざし、甲又は乙からの応援要請による相互応援を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

（応援要請の方法）

第3条 災害を受け応援を要請する市（以下「応援要請市」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、第2条に定める連絡担当部課を通じて役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた市（以下「応援市」という。）は極力これに応じ応援に努めるものとする。
2 前項の要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話、FAX等により要請し、後日速やかに応援市に文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする車両数及び人員
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) その他必要となる事項

（応援要員の派遣）

第4条 応援市は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携行電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。
2 派遣応援要員は、応援要請市の指示に従って作業に従事する。
3 派遣応援要員は、応援市名を表示した腕章等を着用する。

（応援内容）

第5条 応援活動は、概ね次のとおりとする。
(1) 応急給水活動
(2) 応急復旧活動
(3) 応急復旧用資機材の提供
(4) 給水装置工事事業者の斡旋
(5) 前各号に掲げるもののほか特に要請にあった事項

（応援要員の受入体制の整備）

第6条 甲又は乙は、災害時における応急給水作業及び応急復旧を迅速かつ適切に遂行するため、平常時から、受入体制を確立しておくものとする。
2 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切にできるようにするため、応援要請市は、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等の調整を行う。

(費用負担)

第7条 第4条の規定に掲げる応援に要した費用は、応援要請に係る人件費等を除くほか、原則として応援要請市が負担する。

2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援市に対して応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を前項の規定による応援要請市の負担額から控除するものとする。

3 応援市の職員の派遣に要する旅費、諸手当は、応援市の諸規定に基づき、応援要請市が支弁するものとする。

4 応援市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援市の負担とする。ただし、応援要請市において応急治療する場合の治療費は、応援要請市の負担とする。

5 応援市の職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復途中に生じたものについては応援市が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。

6 応援市の職員と共に応援に従事する管工事業業者等に派遣を要する経費は、応援要請市が応援市の算定基準により支弁するものとする。

(立替支弁)

第8条 応援市は、応援要請市が前条第1項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は一時立替支弁するものとし、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請市に請求するものとする。

(1) 物資については、当該物資の購入及び輸送費に相当する額。

(2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修繕費に相当する額。

(3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額。

(防災関係物資の調査)

第9条 甲及び乙は、災害に必要な物資及び資材等の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材の備蓄及び整備の状況並びに災害発生直後に応援に従事できる職員について、それぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲・乙両者が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第11条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上各自1通を保有する。

平成16年4月23日

甲 福山市
福山市水道企業管理者
水道局長 光 成 精 二

乙 松江市
松江市水道事業管理者
水道局長 小 川 正 幸

資料 4-(1)-12

災害時における相互応援に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定書は、姉妹都市である松江市と珠洲市の双方いずれかの市において災害が発生した場合における相互応援について、応急復旧対策及び復興対策が円滑に遂行されるよう締結するものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急復旧活動等に必要な職員の派遣及び車両等の提供
- (2) 被災者の救出・救護等、医療、施設の応急復旧等に必要な資器材搬送及び物資の提供
- (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (4) ボランティアの斡旋
- (5) 児童及び生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅の斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあつては、人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援を必要とする場所及び当該場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援の要請に関し必要と認める事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市は、極力これに応ずるものとする。

2 両市は、前条の規定にかかわらず、激甚な災害により、被災都市との連絡がとれない場合において、自らの判断により、応援活動を実施することができる。

(応援のため派遣された人員の指揮)

第5条 応援のため派遣された人員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

2 前項の費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度両市が協議して定めるものとする。

(連絡担当部局)

第7条 両市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第8条 両市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期限は、協定の締結の日から3年とする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに協定都市のいずれからも申し出がないときは、更に3年間協定を更新するものとし、以後についても同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両市が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、当事者署名押印の上、各1通を保有する。

平成24年10月16日

松江市長 松 浦 正 敬

珠洲市長 泉 谷 満 寿 裕

資料 4-(1)-13

災害時における相互応援に関する協定書

姉妹都市である松江市と宝塚市は、双方いずれかの市において災害が発生した場合における相互応援について、応急復旧対策及び復興対策が円滑に遂行されるよう、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急復旧活動等に必要な職員、消防団員の派遣及び車両等の提供
- (2) 被災者の救出・救護等、医療、施設の応急復旧等に必要な資器材搬送及び物資の提供
- (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (4) ボランティアの斡旋
- (5) 児童及び生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅の斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第2条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援を必要とする場所及び当該場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援の要請に関し必要と認める事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市は、極力これに応ずるものとする。

2 両市は、前条の規定にかかわらず、激甚な災害により、被災都市との連絡がとれない場合において、自らの判断により、応援活動を実施することができる。

(応援のため派遣された人員の指揮)

第4条 応援のため派遣された人員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

2 前項の費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度両市が協議して定めるものとする。

(連絡担当部局)

第6条 両市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第7条 両市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両市が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、当事者署名押印の上、各1通を保有する。

平成24年(2012年)10月19日

松江市長 松 浦 正 敬

宝塚市長 中 川 智 子

資料 4-(1)-14

災害時における相互応援に関する協定書

姉妹都市である松江市と尾道市は、双方いずれかの市において災害が発生した場合における相互応援（以下「応援」という。）について、応急復旧対策及び復興対策が円滑に遂行されるよう、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急復旧活動等に必要な職員の派遣及び車両等の提供
- (2) 被災者の救出・救護、医療又は施設の応急復旧等に必要な資器材搬送及び物資の提供
- (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (4) ボランティアの斡旋
- (5) 児童及び生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅の斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援を必要とする場所及び当該場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援の要請に関し必要と認める事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市は、極力これに応ずるものとする。

- 2 前条の規定にかかわらず、両市は、激甚な災害により、相手方被災都市との連絡がとれない場合において、自らの判断により、応援活動を実施することができる。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

- 2 要請市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市から要請があった場合には、応援した市は一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙のとおりとする。

（連絡担当部局）

第6条 両市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第7条 両市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両市が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、当事者が署名・押印の上、各1通を保有する。

平成24年10月28日

松江市長 松 浦 正 敬

尾道市長 平 谷 祐 宏

資料 4-(1)-15

災害時の相互応援に関する協定書

中海・宍道湖・大山圏域市長会と備後圏域連携協議会(以下「協定圏域」という。)とは、いずれかの圏域において災害が発生し、被害を受けた場合に、被害を受けた圏域の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない圏域が応援協力し、被災市町の応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、別紙の構成市町で構成する協定圏域の区域内に災害が発生し、当該圏域では十分に被災地の救援等応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の趣旨にのっとり、相互の応援を円滑に遂行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請等)

第2条 協定圏域は、被災圏域から応援の要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に被災圏域における被害が甚大と認められる場合においては、協定圏域は、災害の状況等を把握し、独自の判断で必要な応援を行うものとする。

この場合には、同項の要請があったものとみなすものとする。

(応援の種類)

第3条 この協定における応援の種類は、次のとおりとする。

- (1)食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3)救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4)救援活動等に必要な車両、舟艇及び資機材の提供
- (5)被災者を一時収容するための施設(以下「避難施設」という。)の提供
- (6)前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

(避難者の受入)

第4条 協定圏域は、協定の相手方圏域(以下「相手方圏域」という。)への避難の必要があると認めたときは、相手方圏域に対して避難者の受入れを要請し、要請を受けた圏域は、当該圏域が被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など、正当な理由があると認められる場合を除いて、避難者の受入れに努めるものとする。

(応援要請の窓口)

第5条 協定圏域は、あらかじめこの協定に関する連絡担当部局を定め、相互に通知するとともに、災害が生じたときは、必要な情報を速やかに提供するものとする。

(応援要請の手続き等)

第6条 応援を要請する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、相手方圏域に対し、災害応援要請書（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出するいとまがないと認められるときは、前条に定める協定圏域の連絡担当部署を通じて、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資及び資機材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (4) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
- (5) 避難施設に収容を要する被災者の状況及び人数並びに避難施設の提供を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

(経費の負担等)

第7条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災市町が負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町から要請があった場合には、応援した協定圏域の市町は、一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定圏域が別に締結した災害時の相互応援に関する協定、その他災害応援に関して定められた他の手続きを排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、その都度協定圏域が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、協定圏域の各代表者が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

2015年（平成27年）5月11日

中海・宍道湖・大山圏域市長会

会長 松江市長

備後圏域連携協議会

会長 福山市長

別 紙

協 定 圏 域 名	構 成 市 町
中海・宍道湖・大山圏域市長会	松江市，出雲市，米子市，安来市及び境港市
備後圏域連携協議会	福山市，三原市，尾道市，府中市，世羅町， 神石高原町，笠岡市及び井原市

応援経費の負担基準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

災害時の相互応援に関する協定書第7条第1項に定める経費のうち，第3条第3号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については，次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた被災市町（以下「被災市町」という。）が負担する経費の額は，応援をした協定圏域の市町（以下「応援市町」という。）の定める規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し，負傷し，若しくは疾病にかかり，又は障がいの状態となった場合における公務災害補償に要する経費は，応援市町の負担とする。ただし，被災地において応急治療する場合の治療費は，被災市町の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において，その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が，被災市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号に掲げるもののほか，応援職員の派遣に要する経費については，協定圏域相互に協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援市町は，第7条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は，次に掲げる経費に相当する額を被災市町に請求する。

区 分	経 費
第3条第1号及び第2号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第3条第1号，第2号及び第4号の資機材（同条第4号の車両，舟艇を含む。）に係るもの	借上料，燃料費，輸送費若しくは破損費又は故障が生じた場合の修理費
第3条第3号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第3条第5号の施設の提供に係るもの	借上料
第3条第6号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は，応援市町の市町長名による請求書により，連絡担当部局を経由して被災市町の市町長に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは，協定圏域相互に協議して定める。

資料 4-(1)-16

災害時における相互応援に関する協定

姉妹都市である松江市と大口市は、双方いずれかの市町において災害が発生した場合における相互応援（以下「応援」という。）について、応急復旧対策及び復興対策が円滑に遂行されるよう、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急復旧活動等に必要な職員の派遣及び車両等の提供
- (2) 被災者の救出・救護、医療又は施設の応急復旧等に必要な資器材搬送及び物資の提供
- (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (4) ボランティアの斡旋
- (5) 児童及び生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅の斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する市町（以下「要請市町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援を必要とする場所及び当該場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援の要請に関し必要と認める事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市町は、極力これに応ずるものとする。

- 2 前条の規定にかかわらず、両市町は、激甚な災害により、相手方被災市町との連絡がとれない場合において、自らの判断により、応援活動を実施することができる。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、要請市町の長の指揮の下に活動するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市町の負担とする。

- 2 前項の費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度両市町が協議して定めるものとする。

（連絡担当部局）

第6条 両市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第7条 両市町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両市町が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、当事者が署名・押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月1日

松江市長 松 浦 正 敬

大口町長 鈴 木 雅 博

資料 4-(1)-17

災害時等における火葬施設の相互応援に関する協定書

松江市、出雲市、安来市、鳥取県西部広域行政管理組合及び玉井斎場管理組合（以下「協定団体」という。）は、協定団体の行政区域（圏域）内の地震及びその他の災害時等における火葬業務に関しての相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等における火葬施設において、火葬業務を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（協定の適用）

第2条 本協定の適用は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）により、火葬施設が被災して稼働できなくなったとき
- （2）災害により、火葬施設の処理能力を超えた火葬業務が発生したとき
- （3）前2号以外の原因により、火葬施設において、火災若しくは爆発又は主要機器の故障（基幹改良等の大規模修繕を除く。）で、火葬業務に支障が生じたとき

（応援の実施）

第3条 火葬施設が第2条各号に掲げる事態に至った協定団体（以下「被災等団体」という。）は、他の協定団体に応援要請を行うものとする。

2 応援の要請を受けた他の協定団体は、業務時間の延長等、可能な限りこれに応じ応援に努めるものとする。

（費用負担）

第4条 応援に要した費用は、原則として、応援を要請した被災等団体の負担とする。

2 応援の要請を受け応援業務を行う他の協定団体は、被災等団体から前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、当該費用の一時繰替支弁の要請を受けたときは、これに応ずることができるものとする。

（情報交換）

第5条 協定団体は、応援業務について災害発生時に円滑に応援要請及び受け入れを行うため、平時から火葬場の連絡先等の把握に努め、その他参考資料等の情報交換を相互に行うものとする。

（他の協定との関係）

第6条 この協定は、協定団体が個別に締結した災害時の相互応援に関する協定を排除するものではない。

（実施細目）

第7条 この協定を実施するために必要な細目については、別に定めるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項は、協定団体が協議して別に定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書5通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 28 年 7 月 8 日

島根県 松江市長 松 浦 正 敬

島根県 出雲市長 長 岡 秀 人

島根県 安来市長 近 藤 宏 樹

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 野 坂 康 夫

玉井斎場管理組合
管理者 境港市長 中 村 勝 治

資料 4-(1)-18

災害時における相互応援に関する協定書

福山市、尾道市及び松江市（以下「協定市」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時において、水道施設の早期復旧を目指すため、相互応援に関する協定を締結するとともに協定市の水道事業の円滑な運営を図るため、友愛的な精神に基づき相互協力体制を築くものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害の発生時における水道施設の早期復旧をめざし、災害を受け応援を要請する市（以下「応援要請市」という。）の応援要請による相互応援を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第2条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとする。

（応援要請の方法）

第3条 応援要請市は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、第2条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた市（以下「応援市」という。）は極力これに応じ応援に努めるものとする。

2 前項の要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話、FAX等により要請し、後日速やかに応援市に文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする車両数及び人員
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) その他必要となる事項

（応援要員の派遣）

第4条 応援市は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食糧その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携行電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。

2 派遣応援要員は、応援要請市の指示に従って作業に従事する。

3 派遣応援要員は、応援市名を表示した腕章等を着用する。

（応援内容）

第5条 応援活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 給水装置工事事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請にあった事項

（応援要員の受入体制の整備）

第6条 協定市は、災害時における応急給水作業及び応急復旧を迅速かつ適切に遂行するため、平常時から、受入体制を確立しておくものとする。

- 2 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切にできるようにするため、応援要請市は、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等の調整を行う。

(費用負担)

- 第 7 条 第 5 条の規定に掲げる応援に要した費用は、応援要請に係る人件費等を除くほか、原則として応援要請市が負担する。
- 2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援市に対して応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を前項の規定による応援要請市の負担額から控除するものとする。
 - 3 応援市の職員の派遣に要する旅費、諸手当は、応援市の諸規定に基づき、応援要請市が支弁するものとする。
 - 4 応援市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援市の負担とする。ただし、応援要請市において応急治療する場合の治療費は、応援要請市の負担とする。
 - 5 応援市の職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復途中に生じたものについては応援市が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。
 - 6 応援市の職員と共に応援に従事する管工事事業者等に派遣を要する経費は、応援要請市が応援市の算定基準により支弁するものとする。

(立替支弁)

- 第 8 条 応援市は、応援要請市が前条第 1 項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は一時立替支弁するものとし、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請市に請求するものとする。
- (1) 物資については、当該物資の購入及び輸送費に相当する額。
 - (2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修繕費に相当する額。
 - (3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額。

(平素の連携)

- 第 9 条 協定市は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素より必要な訓練及び職員の相互派遣研修等を適宜実施するものとする。
- 2 協定市は、災害に必要な物資及び資材等の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材の備蓄及び整備の状況並びに災害発生直後に応援に従事できる職員についてそれぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。

(協議)

- 第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲・乙両者が協議して定めるものとする。

(実施期日)

- 第 11 条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の成立を証するため、本協定書 3 通を作成し、記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 26 年 6 月 29 日

福山市

福山市上下水道企業管理者 内 田 亮

尾道市

尾道市水道局 尾道市長 平 谷 祐 宏

松江市

松江市水道事業管理者

上下水道局長 渡 部 厚 志

資料 4-(1)-19

中 核 市 災 害 相 互 応 援 協 定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（会議）

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、平成30年4月1日から効力を発生するものとする。

平成30年4月1日

福島市 福島市長 木幡 浩

川口市 川口市市長 奥ノ木 信夫

八尾市 八尾市長 田中 誠太

明石市 明石市長 泉 房穂

鳥取市 鳥取市長 深澤 義彦

松江市 松江市長 松浦 正敬

函館市	函館市長	工藤 壽樹
旭川市	旭川市長	西川 将人
青森市	青森市長	小野 寺晃彦
八戸市	八戸市長	小林 眞志
秋田市	秋田市長	穂積 萬里
郡山市	郡山市長	品川 敏男
いわき市	いわき市長	清水 裕明
盛岡市	盛岡市長	谷 藤栄一
宇都宮市	宇都宮市長	佐藤 栄一
越谷市	越谷市長	高橋 努

川船	越橋	市市	川船	越橋	市市	長長	川松	合戸	善	明徹
橫柏	須賀	市市	橫柏	須賀	市市	長長	上秋	地山	克浩	明保
前高	橋崎	市市	前高	橋崎	市市	長長	山富	本岡	賢	龍治
八富	王	市市	八富	王	市市	長長	石森	野藤	孝雅	志志
金長	山沢	市市	金長	山沢	市市	長長	山加	橋原	雅之	義雄
岐豐	野阜	市市	岐豐	野阜	市市	長長	柴佐	橋原	之久	直一
岡豐	橋崎	市市	岡豐	橋崎	市市	長長	内太	田田	正光	宏彦
豐高	田槻	市市	豐高	田槻	市市	長長	濱伏	田見	康稔	史隆
枚東	方	市市	枚東	方	市市	長長	野石	見花	義利	和勝
姫和	大路	市市	姫和	大路	市市	長長	尾越	見花	正直	啓美
大豐	歌津	市市	大豐	歌津	市市	長長	淺	利敬	一	一郎
西	宮	市	西	宮	市	者				
奈尼	良崎	市	奈尼	良崎	市	長長	松仲	永川	元和	博庸
吳福	山	市	吳福	山	市	長長	稻新	村原	芳直	美明
下高	関松	市	下高	関松	市	長長	枝前	田西	晋秀	幹郎
松高	山知	市	松高	山知	市	長長	大野	志崎	太秀	仁人
長佐	崎	市	長佐	崎	市	長長	岡田	上長	克誠	也久
大宮	世分	市	大宮	世分	市	長長	朝佐	藤敷	富則	男郎
鹿久	兒留	市	鹿久	兒留	市	長長	戸森	久間	樹一	正幸
那	霸	市	那	霸	市	長長	大城		博保	勉子

協定締結権者

倉 敷 市

倉敷市長

伊 東 香 織

(2)関係機関及び民間団体等との協定

災害時における情報交換に関する協定書

(2) 関係機関及び民間団体等との協定

資料 4-(2)-1

災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と松江市長（以下「乙」という。）は、松江市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、松江市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、松江市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年6月29日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 福田 功

乙 松江市 松江市長 松浦 正敬

資料 4-(2)-2

防災対策協力に関わる協定書

松江地方気象台長（以下「甲」という。）と松江市長（以下「乙」という。）は、松江市管内において災害が発生するおそれがある場合及び発生した場合（以下「災害発生時等」という。）の防災対策に関連した事項について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定の目的は、甲及び乙が連携を図り、乙が松江市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを、甲が支援する。

（情報交換の実施）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等に緊密な情報交換を行うものとする。

（平常時の連携）

第3条 甲及び乙は、連絡体制の整備、研修、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙、押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年11月5日

甲 気象庁 松江地方気象台長 三角 幸夫

乙 松江市 松江市長 松浦 正敬

資料 4-(2)-3

災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と松江商工会議所（以下「乙」という。）は、「松江市地域防災計画」第3章・災害応急対策計画および広域応援協定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和37年7月9日政令第288号）第2条に示す災害により、日常の生活に支障が生じる場合、甲において生活関連物資以下「物資」という。）を確保し、必要に応じて被災者に供給することにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 災害の発生に伴い、甲はその都度必要に応じて、乙に対して物資の供給要請を行うものとする。乙は要請を受けた場合、速やかに保有する物資の供給に努めるものとする。

（物資）

第3条 乙が供給する物資は別表に掲げる品目とし、甲は、その品目の中から選定して要請を行うものとする。

（要請方法）

第4条 甲から乙への物資の要請は、原則として文書で行うものとする。ただしそのいとまがない場合には、口頭で要請を行い、その後に文書処理を行うものとする。

（引渡し）

第5条 甲は、乙に物資要請を行う際、予め避難場所等、引渡し場所を指定し、所定の職員に受領させるものとする。

（価格）

第6条 物資の取引価格については、平常時の適正な価格（運賃を含む。）とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（支払い）

第7条 甲は、乙から物資を受領した場合、できるだけ速やかに、その代金を支払うものとする。

（協定の変更）

第8条 この協定を変更しようとするときは、実施の1个月前に申し出るものとする

（その他）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項および協定に定めのない事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年12月17日

- (甲) 松江市
松江市長 宮 岡 寿 雄
- (乙) 松江市母衣町 55 番地 4
松江商工会議所
会頭 皆 美 健 夫

別表（製品および材料）

主食		弁当、麺類、パン、牛乳、米、粉ミルク、インスタント食品
副食		缶詰、漬物、佃煮、干物、ハム、ソーセージ、インスタント食品、豆腐、油揚げ、生鮮野菜
調味料		味噌、醤油、ソース、砂糖、酢、みりん、塩、食油、マヨネーズ
寝具衣料		布団、毛布、枕、パジャマ、上着、下着、作業着、タオル、軍手、靴下、運動靴、雨具
日用品	一般	石鹸、洗濯用洗剤、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、歯ブラシ、歯磨き粉、紙コップ
	台所	鍋、やかん、スポンジ、台所用洗剤、はし、茶碗、汁碗、湯呑み、スプーン、フォーク、ラップ
	乳児	おむつ、おむつカバー、哺乳瓶、魔法瓶（ポット）
	その他	マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク、ゴミ袋、ポリバケツ、飲料水用ポリ容器、医薬品
	燃料	LPGボンベ、LPG用こんろ、カセット式ボンベ

商工会議所依頼先の小売業者

番号	名称	代表者氏名	備考
1	(有)みしまや	三 島 敏 功	
2	(株)マルマン	乾 商 郎	
3	(株)ふくしま	福 島 幸 雄	
4	(株)松江ターミナルデパート	大 谷 厚 郎	(一畑百貨店)
5	(協)松江ショッピングプラザ	渡 部 勇	(アピア)
6	(株)ジュンテンドー	飯 塚 道 正	
7	(株)マイカル松江	小 西 健 夫	(サティ)
8	(株)デオデオ	久 保 充 誉	(第一産業)
9	(株)いない	稲 井 範 行	
10	(株)ホック	足 立 優	
11	(株)山京	安 食 博 司	
12	(有)アオト	青 戸 徳 造	
13	(有)ユニコンホームセンター	山 田 良 治	
14	(株)ジャスコ菅田店	石 川 智 明	
15	(株)ベスト電器	北 田 保 光	
16	(株)八光	梅 林 教 英	(八光ストア)
17	(有)ウェルネス湖北	梅 園 照 明	

資料 4-(2)-4

災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定

松江市（以下「甲」という。）、くにびき農業協同組合（以下「乙」という。）及び株式会社エーコープしまね（以下「丙」という。）は、「松江市地域防災計画」に基づく生活関連物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に規定する災害により市民生活に支障が生じる場合に、生活関連物資（以下「物資」という。）を被災者に供給することにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 災害の発生に伴い、甲は、その都度必要に応じて、乙又は丙に対して物資の供給要請（以下「要請」という。）を行うものとする。乙又は丙は、要請を受けた場合、速やかに保有する物資の供給に努めるものとする。

（物資）

第3条 乙又は丙が供給する物資は別表に掲げる品目とし、甲は、その品目から選定し要請を行うものとする。

（要請方法）

第4条 甲から乙又は丙への要請は、原則として文書で行うものとする。ただし、その暇がない場合には、口頭で要請を行い、その後に文書処理を行うものとする。

（引渡し）

第5条 甲は、乙又は丙に要請を行う際、予め避難場所その他引渡し場所を指定し、所定の職員に受領させるものとする。

（価格）

第6条 物資の取引価格については、平常時の適正な価格（運賃を含む。）とし、甲と乙又は丙で協議の上、決定するものとする。

（支払い）

第7条 甲は、乙又は丙から物資を受領した場合、できるだけ速やかに、その代金を支払うものとする。

（協定の変更）

第8条 この協定を変更しようとするときは、実施の1月前に申し出るものとする

（その他）

第9条 この協定の定めのない事項は、甲、乙、丙の三者間において協議して定めるものとする。

（旧協定の廃止）

第10条 平成9年12月17日に締結した災害発生時における生活関連物資の確保に関する協定は、廃止する。

この協定を締結したことを証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 16 年 7 月 23 日

(甲) 松江市
松江市長 松 浦 正 敬

(乙) 松江市西川津町 1635 番地 1
くにびき農業協同組合
代表理事組合長 太 田 紀 道

(丙) 松江市殿町 19 番地 1
株式会社エーコープしまね
代表取締役社長 土 屋 伸 一

別表（製品および材料）

主食		弁当、麺類、パン、牛乳、米、粉ミルク、インスタント食品
副食		缶詰、漬物、佃煮、干物、ハム、ソーセージ、インスタント食品、豆腐、油揚げ、生鮮野菜
調味料		味噌、醤油、ソース、砂糖、酢、みりん、塩、食油、マヨネーズ
寝具衣料		上着・下着（玉湯店）、タオル、軍手、靴下、雨具
日用品	一般	石鹸、洗濯用洗剤、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、歯ブラシ、歯磨き粉、紙コップ
	台所	スポンジ、台所用洗剤、はし、スプーン、フォーク、ラップ
	乳児	おむつ
	その他	マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク、ゴミ袋、
	燃料	カセット式ボンベ

資料 4-(2)-5

災害時における生活関連物資の確保に関する協定

松江市（以下「甲」という。）とまつえ北商工会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合において生活関連物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に規定する災害により市民生活に支障が生じる場合に、生活関連物資（以下「物資」という。）を被災者に供給することにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 災害の発生に伴い、甲は、その都度必要に応じて、乙に対して物資の供給要請（以下「要請」という。）を行うものとする。乙は、要請を受けた場合、速やかに保有する物資の供給に努めるものとする。

（物資）

第3条 乙が供給する物資は別表に掲げる品目とし、甲は、その品目から選定し要請を行うものとする。

（要請方法）

第4条 甲から乙への要請は、原則として文書で行うものとする。ただし、その暇がない場合には、口頭で要請を行い、その後に文書処理を行うものとする。

（引渡し）

第5条 甲は、乙に要請を行う際、予め避難場所その他引渡し場所を指定し、所定の職員に受領させるものとする。

（価格）

第6条 物資の取引価格については、平常時の適正な価格（運賃を含む。）とし、甲と乙は協議の上、決定するものとする。

（支払い）

第7条 甲は、乙から物資を受領した場合、できるだけ速やかに、その代金を支払うものとする。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項および協定に定めのない事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 23 年 10 月 20 日

(甲) 松江市
松江市長 松 浦 正 敬

(乙) 松江市鹿島町古浦 6 0 7 番地 3
まっえ北商工会
会 長 門 脇 栄 行

別表（製品および材料）

主食		弁当、麺類、パン、牛乳、米、粉ミルク、インスタント食品
副食		缶詰、漬物、佃煮、干物、ハム、ソーセージ、インスタント食品、豆腐、油揚げ
調味料		味噌、醤油、ソース、砂糖、酢、みりん、塩、食油、マヨネーズ
寝具衣料		上着・下着、タオル、軍手、靴下、雨具
日用品	一般	石鹸、洗濯用洗剤、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、歯ブラシ、歯磨き粉、紙コップ
	台所	スポンジ、台所用洗剤、はし、スプーン、フォーク、ラップ
	乳児	おむつ
	その他	マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク、ゴミ袋
	燃料	カセット式ボンベ

資料 4-(2)-6

災害時における生活関連物資の確保に関する協定

松江市（以下「甲」という。）とまつえ南商工会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合において生活関連物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に規定する災害により市民生活に支障が生じる場合に、生活関連物資（以下「物資」という。）を被災者に供給することにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 災害の発生に伴い、甲は、その都度必要に応じて、乙に対して物資の供給要請（以下「要請」という。）を行うものとする。乙は、要請を受けた場合、速やかに保有する物資の供給に努めるものとする。

（物資）

第3条 乙が供給する物資は別表に掲げる品目とし、甲は、その品目から選定し要請を行うものとする。

（要請方法）

第4条 甲から乙への要請は、原則として文書で行うものとする。ただし、その暇がない場合には、口頭で要請を行い、その後に文書処理を行うものとする。

（引渡し）

第5条 甲は、乙に要請を行う際、予め避難場所その他引渡し場所を指定し、所定の職員に受領させるものとする。

（価格）

第6条 物資の取引価格については、平常時の適正な価格（運賃を含む。）とし、甲と乙は協議の上、決定するものとする。

（支払い）

第7条 甲は、乙から物資を受領した場合、できるだけ速やかに、その代金を支払うものとする。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項および協定に定めのない事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 23 年 10 月 20 日

(甲) 松江市
松江市長 松 浦 正 敬

(乙) 松江市宍道町昭和 1 番地
まっえ南商工会
会 長 安 部 廣

別表（製品および材料）

主食		弁当、麺類、パン、牛乳、米、粉ミルク、インスタント食品
副食		缶詰、漬物、佃煮、干物、ハム、ソーセージ、インスタント食品、豆腐、油揚げ
調味料		味噌、醤油、ソース、砂糖、酢、みりん、塩、食油、マヨネーズ
寝具衣料		上着・下着、タオル、軍手、靴下、雨具
日用品	一般	石鹸、洗濯用洗剤、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、歯ブラシ、歯磨き粉、紙コップ
	台所	スポンジ、台所用洗剤、はし、スプーン、フォーク、ラップ
	乳児	おむつ
	その他	マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク、ゴミ袋
	燃料	カセット式ボンベ

資料 4-(2)-7

災害時における生活関連物資の確保に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と東出雲町商工会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合において生活関連物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に規定する災害により市民生活に支障が生じる場合に、生活関連物資（以下「物資」という。）を被災者に供給することにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 災害の発生に伴い、甲は、その都度必要に応じて、乙に対して物資の供給要請（以下「要請」という。）を行うものとする。乙は、要請を受けた場合、速やかに保有する物資の供給に努めるものとする。

（物資）

第3条 乙が供給する物資は別表に掲げる品目とし、甲は、その品目から選定し要請を行うものとする。

（要請方法）

第4条 甲から乙への要請は、原則として文書で行うものとする。ただし、その暇がない場合には、口頭で要請を行い、その後に文書処理を行うものとする。

（引渡し）

第5条 甲は、乙に要請を行う際、予め避難場所その他引渡し場所を指定し、所定の職員に受領させるものとする。

（価格）

第6条 物資の取引価格については、平常時の適正な価格（運賃を含む。）とし、甲と乙は協議の上、決定するものとする。

（支払い）

第7条 甲は、乙から物資を受領した場合、できるだけ速やかに、その代金を支払うものとする。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項および協定に定めのない事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 23 年 10 月 20 日

(甲) 松江市
松江市長 松 浦 正 敬

(乙) 松江市東出雲町揖屋 1, 125 番地
東出雲町商工会
会 長 加 藤 勇

別表（製品および材料）

主食		弁当、麺類、パン、牛乳、米、粉ミルク、インスタント食品
副食		缶詰、漬物、佃煮、干物、ハム、ソーセージ、インスタント食品、豆腐、油揚げ
調味料		味噌、醤油、ソース、砂糖、酢、みりん、塩、食油、マヨネーズ
寝具衣料		上着・下着、タオル、軍手、靴下、雨具
日用品	一般	石鹸、洗濯用洗剤、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、歯ブラシ、歯磨き粉、紙コップ
	台所	スポンジ、台所用洗剤、はし、スプーン、フォーク、ラップ
	乳児	おむつ
	その他	マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク、ゴミ袋
	燃料	カセット式ボンベ

資料 4-(2)-8

災害時における応急支援活動に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と宍道湖漁業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（応援の要請）

第2条 甲は、松江市内で災害が発生し、災害応急支援活動（以下「活動」という。）のため、乙の所属会員が所有する船舶の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び活動内容
- (2) 応援を必要とする船舶の数量及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) その他必要な事項

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する活動は、次のとおりとする。

- (1) 広域浸水時における自力避難困難者の搬送作業
- (2) 広域浸水時における食料、日用品等の搬送作業
- (3) 橋梁損壊時における負傷者の搬送作業
- (4) 橋梁損壊時における食料、日用品等の搬送作業
- (5) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第4条 乙は、甲から第2条の規定により船舶の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、応援に努めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した船舶の所有組合員名、数量、人員
- (2) 活動内容
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 乙が使用した船舶に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるものとする。

2 料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、

甲、乙協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第 7 条 第 3 条の規定による活動により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第 8 条 この協定に基づいて活動に従事した者が、当該活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については甲、乙協議して定めるものとする。

(災害発生時の情報提供)

第 9 条 乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(適用)

第 10 条 この協定は、平成 10 年 12 月 22 日から適用する。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本章 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 10 年 12 月 22 日

(甲)	松江市 松江市長	宮 岡 寿 雄
(乙)	松江市袖師町 6 番 9 号 宍道湖漁業協同組合 代表理事組合長	坂 本 清

資料 4-(2)-9

災害時における応急支援活動に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と中海漁業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急支援活動関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（応援の要請）

第2条 甲は、松江市内で災害が発生し、災害応急支援活動（以下「活動」という。）のため、乙の所属会員が所有する船舶の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び活動内容
- (2) 応援を必要とする船舶の数量及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) その他必要な事項

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する活動は、次のとおりとする。

- (1) 広域浸水時における自力避難困難者の搬送作業
- (2) 広域浸水時における食料、日用品等の搬送作業
- (3) 橋梁損壊時における負傷者の搬送作業
- (4) 橋梁損壊時における食料、日用品等の搬送作業
- (5) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第4条 乙は、甲から第2条の規定により船舶の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、応援に努めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文章を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した船舶の所有組合員名、数量、人員
- (2) 活動内容
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 乙が使用した船舶に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるものとする。

2 料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、

甲、乙協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第7条 第3条の規定による活動により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づいて活動に従事した者が、当該活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、甲、乙協議して定めるものとする。

(災害発生時の情報提供)

第9条 乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成10年12月22日から適用する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年12月22日

(甲) 松 江 市
松 江 市 長 宮 岡 寿 雄

(乙) 八束郡東出雲町下意東548番地5
中海漁業協同組合
代表理事組合長 角 高 盛

資料 4-(2)-10

災害時における応急対策業務に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と社団法人松江建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（応援の要請）

第2条 甲は、松江市内で災害が発生し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要な事項

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除去作業
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第4条 乙は、甲から第2条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の事業所名、車種、台数、人員
- (2) 業務内容
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるものとする。

- 2 料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、
申、乙協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第 7 条 第 3 条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第 8 条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当核業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、
又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第 9 条 乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(適用)

第 10 条 この協定は、平成 10 年 12 月 22 日から適用する。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 10 年 12 月 22 日

(甲) 松江市
松江市長 宮 岡 寿 雄

(乙) 松江市西嫁島 1 丁目 3 番 17 号
社団法人松江建設業協会
会長 金 津 敬

資料 4-(2)-11

災害時における応急対策業務に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江市建設業連合協議会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第 1 条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定めるものをいう。

（応援の要請）

第 2 条 甲は、松江市内で災害が発生し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者
- (5) その他必要な事項

（業務の内容）

第 3 条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除去作業
- (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第 4 条 乙は、甲から第 2 条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第 5 条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した建設資機材等の事業所名、車種、台数、人員
- (2) 業務内容
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第 6 条 乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第 68 条第 1 項又は第 74 条第 1 項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第 92 条に定めるものとする。

2 料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、
申、乙協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第 7 条 第 3 条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第 8 条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当核業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、
又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第 9 条 乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(適用)

第 10 条 この協定は、平成 10 年 12 月 22 日から適用する。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 18 年 10 月 31 日

(甲) 松江市末次町 86 番地
松江市長 松 浦 正 敬

(乙) 松江市宍道町白石 1833 番地 1
松江市建設業連合協議会
会長 増 原 修 一

資料 4-(2)-12

災害時における応急対策業務に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江南建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（応援の要請）

第2条 甲は、松江市内で災害が発生し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現場責任者
- （5）その他必要な事項

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- （1）災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- （2）災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除去作業
- （3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第4条 乙は、甲から第2条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応援に従事した建設資機材等の事業所名、車種、台数、人員
- （2）業務内容
- （3）応援に従事した期間
- （4）その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の

要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第 9 2 条に定めるものとする。

- 2 料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、
甲、乙協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第 7 条 第 3 条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第 8 条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、
又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第 9 条 乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(適用)

第 1 0 条 この協定は、平成 2 0 年 4 月 3 0 日から適用する。

(協議)

第 1 1 条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 1 9 年 3 月 1 3 日

(甲) 松 江 市
松 江 市 長 松 浦 正 敬

(乙) 松江市宍道町佐々布 1 8 4 9 番地
松江南建設業協会
会 長 持 田 隆 志

資料 4-(2)-13

災害時における応急対策業務に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江北建設業連絡協議会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（応援の要請）

第2条 甲は、松江市内で災害が発生し、災害応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- （1）災害の状況及び業務内容
- （2）応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
- （3）応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4）現場責任者
- （5）その他必要な事項

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- （1）災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- （2）災害時における建築物、その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急交通確保のための障害物の除去作業
- （3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第4条 乙は、甲から第2条の規定により建設資機材等の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応援に従事した建設資機材等の事業所名、車種、台数、人員
- （2）業務内容
- （3）応援に従事した期間
- （4）その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、災害対策基本法第68条第1項又は第74条第1項の規定により他の地方公共団体の長等の応援の

要求に応じて、応援を行った場合の費用の負担は、同法第 9 2 条に定めるものとする。

- 2 料金等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、
甲、乙協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第 7 条 第 3 条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第 8 条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、
又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第 9 条 乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(適用)

第 1 0 条 この協定は、平成 2 0 年 4 月 3 0 日から適用する。

(協議)

第 1 1 条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 2 0 年 4 月 3 0 日

(丙) 松 江 市
松 江 市 長 松 浦 正 敬

(丁) 松江市島根町野波 3 9 5 番地
松江北建設業連絡協議会
会 長 余 村 明 幸

資料 4-(2)-15

災害時における応急対策業務に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江八束清掃協同組合、松江環境整備事業協同組合、松江広域再生資源協同組合及び松江八束生活環境保全事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

2 この協定において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に定めるものをいう。

（応援の要請）

第2条 甲は、松江市内で災害が発生し、災害応急対策業務（以下「対策業務」という。）のため、乙の所属会員が所有する資機材及び労力（以下「資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、当該対策業務に係る事項を明らかにして応援を要請するものとする。ただし、文書をもって要請する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

2 前項の対策業務の応援を要請したときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年省令第35号）第2条」の規定により、甲は乙に対し当該対策業務を委託するものとする。

（業務の内容）

第3条 前条に規定する業務は、次の業務とする。

- (1) 災害により発生した廃棄物を収集し、甲が指定する処理場又は仮置き場へ運搬する業務
- (2) その他甲が必要と認める業務

（協力）

第4条 乙は、甲から第2条の規定により資機材等の応援要請があったときは、資機材等を甲に提供することにより当該応援を行うものとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

（報告）

第5条 乙は前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。ただし、文書をもって報告する時間的余裕がないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した資機材等の事業所名、車種、台数、人員
- (2) 業務内容
- (3) 応援に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 この協定に基づく対策業務に係る費用等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して別に定めるものとする。

（損害の負担）

第7条 第3条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第 8 条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第 9 条 乙及び乙の会員は、対策業務の活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(協議)

第 10 条 この協定の実施に関し必要な事項、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 5 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 20 年 1 月 15 日

甲 松江市末次町 86 番地
松江市長 松浦 正敬

乙 松江市西持田町 1292 番地 1
松江八束清掃協同組合
代表理事 秋鹿 勲

松江市富士見町 3 番地 28
松江環境整備事業協同組合
理事長 上野 美喜子

松江市西持田町 641 番地 1
松江広域再生資源協同組合
代表理事 上野 誠喜

松江市八幡町 880 番地 10
松江八束生活環境保全事業協同組合
理事長 土江 良弘

資料 4-(2)-16

災害時における応援業務に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江市測量設計協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、調査業務等の応援（以下、「応援業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（目的）

第2条 この協定は、応援業務の実施に関する基本事項を定めることにより、地震、風水害その他の災害が発生した場合における施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

（応援の要請）

第3条 甲は、松江市内で災害が発生し、応援が必要と認めるときは、乙に対して応援要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（業務の内容）

第4条 応援業務の内容は次のとおりとする。

- （1）被災状況の目視による点検
- （2）被災状況の調査及び写真撮影
- （3）被災状況の概略図の作成
- （4）技術的助言
- （5）その他甲が必要と認める緊急応援業務

（協力）

第5条 乙は、甲から第3条の応援要請があったときは、特別な理由がない限り、応援を行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応援に従事した事業所名、人員
- （2）業務内容
- （3）応援に従事した期間
- （4）その他必要な事項

（経費の負担）

第7条 料金等の算出については、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第8条 第4条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第10条 乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成21年12月25日から適用する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年12月25日

(甲) 松江市
松江市長 松浦正敬

(乙) 松江市浜乃木3丁目3番25号
松江市測量設計協会
会長 河原八郎

資料 4-(2)-17

災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における葬祭用品等の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、松江市内において災害時に多数の死者及び被災者が集中的に発生した場合における迅速且つ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむ得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請方法）

第3条 甲は、前条の規定による要請をするときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等をもって要請し、その後速やかに当該要請に関する文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請の内容
- (3) 協力を要請する期間
- (4) その他必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は、前条による甲の要請があった場合、甲の指示に従い第2条各号の協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) その他甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

2 乙が遺族等の要請により甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の請求があった場合は、当該請求を審査し、適正と認めるときは、乙に対して速やかに乙の指定する支払先に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれの連絡責任者を定めておくものとする。

(通知)

第12条 甲及び乙は、災害時における円滑な葬祭用品等の供給等の協力が図れるようこの協定内容に関して重要な変更が生じたときは、その都度、相手方に通知するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の期間は、協定成立の日から平成16年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の1箇月前までに相手方に対し、別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以降同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成16年1月21日

(甲) 松江市末次町86番地
松江市
松江市長 松 浦 正 敬

(乙) 東京都港区虎ノ門五丁目13番1号
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 吉 田 茂 視

資料 4-(2)-18

災害時における葬祭用品等の供給等に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と株式会社博愛社、くにびき農業協同組合、有限会社葬仙及び有限会社しらさぎ（以下「乙」という。）は、災害時における葬祭用品等の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、松江市内において災害時に多数の死者及び被災者が集中的に発生した場合における迅速且つ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむ得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請方法）

第3条 甲は、前条の規定による要請をするときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等をもって要請し、その後速やかに当該要請に関する文書を乙に提出するものとする。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 要請の理由 | (2) 要請の内容 |
| (3) 協力を要請する期間 | (4) その他必要な事項 |

（協力の方法）

第4条 乙は、前条による甲の要請があった場合、甲の指示に従い第2条各号の協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した文書をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) その他甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

2 乙が遺族等の要請により甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は甲の指定する方法により一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の請求があった場合は、当該請求を審査し、適正と認めるときは、乙に対して速やかに乙の指定する支払先に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれの連絡責任者を定めておくものとする。

(通知)

第12条 甲及び乙は、災害時における円滑な葬祭用品等の供給等の協力が図れるようこの協定内容に関して重要な変更が生じたときは、その都度、相手方に通知するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の期間は、協定成立の日から平成16年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の1箇月前までに相手方に対し、別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以降同様とする。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成16年1月21日

(甲)	松江市末次町 86 番地 松江市	松江市長	松 浦 正 敬
(乙)	松江市東津田町 1640 番地 5 株式会社博愛社	代表取締役社長	太 田 敦 久
	松江市西川津町 1635 番地 1 くにびき農業協同組合	代表理事組合長	太 田 紀 道
	米子市長砂町 1075 有限会社葬仙	代表取締役社長	児 嶋 敏 雄
	松江市灘町 87 有限会社しらさぎ	取締役	荒 木 文 之 助

資料 4-(2)-19

災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書

松江市水道事業管理者水道局長 田中正友（以下「甲」という。）と松江市内各事業所 51 社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第 2 条 甲は、災害の発生時において実施する水道施設の応急復旧（甲が、他都市等からの応援要請を受けて実施する応急復旧を含む。）に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急復旧の応援を要請することができる。

（要請手続）

第 3 条 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、希望する人員、機材等について、乙に連絡することにより行うものとする。

（応援）

第 4 条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応急復旧に従事するものとする。

（費用負担）

第 5 条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が応急復旧に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労災補償）

第 6 条 応急復旧により乙の組合員の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第 7 条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）

第 8 条 乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

（協議）

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（実施期日）

第 10 条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 13 年 3 月 28 日

甲 松江市水道事業管理者
水道局長 田 中 正 友

乙 松江市内各事業所 51 社

資料 4-(2)-20

災害時におけるガス施設の応急復旧に関する協定書

松江市ガス事業管理者ガス局長 松本修司（以下「甲」という。）と松江市内各事業所 5 社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時におけるガス施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害の発生時においてガス供給機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施するガス施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第 2 条 甲は、災害の発生時において実施するガス施設の応急復旧（甲が、他都市等からの応援要請を受けて実施する応急復旧を含む。）に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急復旧の応援を要請することができる。

（要請手続）

第 3 条 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、希望する人員、機材等について、乙に連絡することにより行うものとする。

（応援）

第 4 条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、松江市ガス事業準承認工事業者（以下「準承認工事業者」という。）と連携し、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の組合員ならびに準承認工事業者は、甲の職員の指示に従い応急復旧に従事するものとする。

（費用負担）

第 5 条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が応急復旧に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労災補償）

第 6 条 応急復旧により乙の組合員の従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第 7 条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（報告事項）

第 8 条 乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

（協定の有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、平成24年1月11日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の1ヶ月前までに、甲または乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年1月11日

甲 松江市ガス事業管理者
ガス局長 松 本 修 司

乙 松江市内各事業所5社

資料 4-(2)-21

災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い

松江市（以下「甲」という。）と中国電力株式会社松江営業所（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- | | | |
|------------|------------|------------|
| (1) 停電発生時刻 | (2) 停電発生地域 | (3) 停電発生戸数 |
| (4) 停電復旧見込 | (5) 停電原因 | (6) 停電復旧時刻 |

（連絡責任者）

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、予め正・副の連絡責任者を定めるものとする。

（協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- | | |
|--|---------------------|
| (1) 広報車による住民への周知 | |
| (2) 防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む） | |
| (3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供 | (4) 避難所へ避難された住民への周知 |
| (5) 住民からの問い合わせ対応 | (6) 道路等の被災状況の情報提供 |

（連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

- 土砂崩れ、倒木等による道路復旧

（防災訓練）

第5条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

（取扱いの変更）

第6条 この取扱いに定める事項につき変更すべき事由が生じたときは、甲および乙はいずれからその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は誠意をもって協議するものとする。

（運用）

第7条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

（その他）

第8条 この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成17年11月29日

甲 松江市末次町86番地
松江市

市長 松浦正敬

乙 松江市東朝日町5番地1
中国電力株式会社松江営業所

所長 清水憲治

資料 4-(2)-22

災害発生時における電気設備等の復旧に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と島根県電気工事工業組合松江支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、電気設備等の復旧業務（以下「復旧業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、松江市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲の要請に基づき、乙が他の業務に優先して復旧業務に従事することにより、電気設備の機能を早期に回復し、もって市民の生命及び生活を確保することを目的とする。

（復旧業務の種類）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する復旧業務は、次のとおりとする。

- （1）施設等の電気設備等の復旧活動に関する事
- （2）電気に係る事故防止に関する事
- （3）前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める緊急応急作業に関する事

（要請手続き）

第3条 甲は、復旧業務を実施する必要があると認めた場合は、別紙様式1により乙に出動を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により出動を要請し、事後速やかに要請書を送付することができる。

（報告）

第4条 乙は、被害状況等を速やかに甲に報告するものとする。

- 2 乙が、復旧業務を実施したときは、別紙様式2により活動状況を甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により報告し、事後速やかに報告書を提出することができる。

（経費の負担）

第5条 第2条の活動に要した経費は、甲が負担し、乙に支払うものとする。

- 2 前項の経費は、前条第2項の報告に基づき、当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（損害の負担）

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づいて、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（災害発生時の情報提供）

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（適用）

第9条 この協定は、平成21年12月25日から適用する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定事項に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年12月25日

(甲) 松江市
松江市長 松 浦 正 敬

(乙) 松江市東朝日町217番地
島根県電気工事工業組合松江支部
支部長 吉 野 光 徳

資料 4-(2)-23

非常事態における相互応援協定書

地震、洪水等の自然災害、ガス漏れ等の重大事故（以下「非常事態」という。）に際し、被害を最小限に食い止め、住民の安全を確保し、早期の復旧を図るためには、発生時の初動活動が最も重要であることに鑑み、米子瓦斯株式会社（以下「甲」という。）と松江市ガス局（以下「乙」という。）と出雲ガス株式会社（以下「丙」という。）は、下記のとおり協定する。

記

（対象とする非常事態）

第1条 甲、乙及び丙は、非常事態においてそれぞれの組織に対策本部を設置したときは、他の2者に対し応援を要請することができるものとし、要請を受けた者（以下「応援者」という。）は、速やかに対応するものとする。

（対策本部内の位置づけ）

第2条 応援者は、対策本部の組織のなかにあらかじめ位置づけられ、その指揮命令下に入るものとする。

（情報の共有）

第3条 甲、乙及び丙は、非常事態に際し速やかに応援体制を構築するため、それぞれの組織、人員体制、技術情報等を共有するものとし、その範囲、内容等は、別に定める。

（実効性の確保）

第4条 甲、乙及び丙は、この協定の実効性を確保するため、定例的に情報交換するとともに、共同で防災訓練等を実施するものとする。

（費用負担）

第5条 非常事態に対処するために要した費用の負担については、その都度、甲、乙及び丙で協議して定める。

（協議）

第6条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じて、甲、乙及び丙協議して定める。

上記協定締結の証として本協定書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成21年12月22日

甲 米子ガス株式会社
代表取締役社長 宇野 松 人

乙 松江市ガス事業管理者
松江市ガス局長 松 本 修 司

丙 出雲ガス株式会社
代表取締役社長 岩 田 明 浩

資料 4-(2)-24

災害情報放送の実施に関する協定書

災害情報に関する放送の実施について、松江市長 松浦正敬（以下「甲」という。）と山陰ケーブルビジョン㈱代表取締役社長 石原恵行（以下「乙」という。）とは災害情報放送の実施に関し次の通り協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、松江市内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年 12 月 17 日法律第 156 号）第 2 条第 1 項に規定する災害その他市民生活に重要な影響をもたらす事象（以下「災害等」という。）が発生し、または発生するおそれがある場合に、乙の放送設備を利用し、市民への災害情報を提供することにより、災害等による被害の予防、迅速な避難等に役立てるものとする。

（災害情報放送の要請）

第 2 条 甲は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、乙に対して災害情報に関する放送を要請するものとする。その際、甲は、災害放送要請書（別紙様式 1 号）を乙に送付するものとする。

2 前項の要請をする際の基準は次のとおりとする。

- (1) 気象庁から台風、大雨、洪水等の警報が発令され、災害による被害が予想されるとき。
- (2) 震度 3 以上の地震が発生し、災害による被害が想定されるとき。
- (3) 原子力災害の発生により被害が想定されるとき。
- (4) その他市民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、緊急に災害情報を伝達する必要があると認めたとき。

（放送及びその内容）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けた場合は、放送の形式、内容等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

2 災害情報の内容は、避難措置の実施及び災害発生による注意・対応、交通情報、雨量、気象庁からの予報等その他緊急な災害情報等とする。

（連絡責任者）

第 4 条 災害情報が円滑に放送されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

（費用）

第 5 条 災害情報の放送に関わる費用は無償とする。

（協定の効力及び更新）

第 6 条 この協定は、締結の日に属する年度の 3 月 31 日をもって終了するものとする。ただし、終了日前 30 日までに甲または乙がそれぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は終了日より 1 年間更新されたものとみなす。

（防災会議・防災訓練への参加）

第 7 条 乙は、甲が開催する松江市防災会議及び松江市防災訓練に参加するものとする。

(訓練)

第8条 甲及び乙は、災害情報放送が迅速かつ的確に行われるよう、定期的に非常災害対策訓練を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項は、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙両者署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年12月17日

甲 松江市
松江市長 松 浦 正 敬

乙 松江市学園1丁目2番27号
山陰ケーブルビジョン株式会社
代表取締役社長 石 原 恵 行

【別紙様式】

様

担当部署：

災害情報放送要請書

依頼年月日	平成 年 月 日 時 分	番 号	
通報者	担当部署		担当者名
連絡先	電 話		F A X
通報概要	風水害・地震・原子力災害・その他		
情報の種類	雨量・予報・交通情報・避難措置・地震情報、原子力防災情報・その他		
放送文等			
受信者			
放送時間	平成 年 月 日 時 分		

資料 4-(2)-25

災害情報放送の実施に関する協定書に基づく覚書

平成 16 年 12 月 17 日付けで締結した災害情報放送の実施に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、松江市長 松浦正敬（以下「甲」という。）と山陰ケーブルビジョン株式会社代表取締役社長 石原俊太郎（以下「乙」という。）とは、災害情報放送の実施に関し、次のとおり覚書を締結する。

（災害情報放送及びその内容）

第 1 条 甲は、協定書第 2 条第 2 項の基準に達する場合、災害の予見に基づく準備体制の立ち上げの事実があった場合、その他必要と認められる場合においては、乙に対し災害情報放送の要請をできるものとする。
2 甲は、第 1 項の要請が必要な場合は、乙に対し事前にその旨を連絡するものとする。

（連絡体制）

第 2 条 甲及び乙は、別に定める災害時連絡体制に基づき、必要な連絡が円滑に行われるよう努め、連絡体制に変更が生じた場合は、速やかに相手方に連絡する。

（協議）

第 3 条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義を生じた事項は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

（効力）

第 4 条 この覚書は、締結の日から効力を有するものとし、平成 23 年 7 月 24 日に締結した災害情報放送の実施に関する協定書に基づく覚書については、効力を失うものとする。

この覚書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 28 年 10 月 1 日

甲 松江市
松江市長 松浦 正敬

乙 松江市学園一丁目 2 番 27 号
山陰ケーブルビジョン株式会社
代表取締役社長 石原 俊太郎

災害時連絡体制	
松江市防災安全部防災安全課	5 5－5 1 1 5
	0 5 0－5 2 0 5－8 9 0 0（専用電話機）
山陰ケーブルビジョン株式会社	2 3－2 5 2 2
	0 5 0－5 2 0 5－8 8 0 0（専用電話機）

資料 4-(2)-26

災害時における資機材リースの協力に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と中国建設機械レンタル業協会山陰地区支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のリースに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の応急対応に必要な資機材リースを乙の協力により確保し、災害時応急対応の円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、資機材のリースを必要とするときは、乙に対して、協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において、資機材のリースに協力するものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、前条の要請を行うときは、資機材名、数量、規格、搬入場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、実施後速やかにその実施状況を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条の規定により要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、前条の報告に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（補償）

第6条 この協定に基づいて、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（適用）

第7条 この協定は、平成23年 1月17日から適用する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定事項に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年 1月17日

(甲) 松江市
松江市長 松浦正敬

(乙) 松江市宍道町白石81番地10
中国建設機械レンタル業協会山陰地区支部
支部長 秀浦義久

資料 4-(2)-27

災害時における石油類燃料の供給及び帰宅困難者支援に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と島根県石油協同組合松江支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における石油類燃料の供給及び、帰宅困難者の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害応急対策に必要な石油類燃料を優先供給すること及び、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ、一時休憩所を提供支援することに関して必要な事項を定めることにより、災害時対応を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、緊急用車両、緊急物資輸送用車両及び応急対策用資機材の石油類燃料が必要であると認めたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 甲は、帰宅困難者に対し、給油所での水道水、トイレ、一時休憩所の提供支援が必要であると認めたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

3 乙は、第1項及び前項の規定により要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、乙に緊急用車両及び緊急物資輸送用車両の石油類燃料の供給を要請するときは、車両台数を明らかにして口頭で行うものとする。

2 甲は、乙に応急対策用資機材の石油類燃料の供給を要請するときは、品目、数量、納入日時、納入場所その他必要事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

3 甲は、乙に帰宅困難者に対する支援を要請するときは、口頭で行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、実施後速やかにその実施状況を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項の規定により要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、前条の報告に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（補償）

第6条 この協定に基づいて、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（適用）

第7条 この協定は、平成23年 1月17日から適用する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定事項に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年 1月17日

（甲）松 江 市
松 江 市 長 松 浦 正 敬

（乙）松江市西嫁島3丁目5番25号
島根県石油協同組合松江支部
支 部 長 山 本 清 海

資料 4-(2)-28

災害時における飲料水の提供に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と株式会社 伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の提供協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力）

第1条 乙は、甲から、この協定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って、可能な限り協力に努めるものとする。

（協力内容）

第2条 この協定に規定する協力内容は、次のとおりとする。

- (1)飲料水の提供：災害発生時等に、甲の管轄する場所に、乙が設置する飲料水自動販売機内の在庫商品の無償提供
- (2)飲料水の調達：災害発生時等に、乙の営業拠点で保有する飲料水の供給
- (3)その他、甲乙協議により必要と認め合意した協力

（協力の要請）

第3条 甲は、前条の要請をするときは、文書によって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出する。

（費用の負担）

第4条 第2条(2)に定める飲料水提供に係わる費用は、甲の負担とする。

- 2 前項の費用は、引渡しまでの運賃を含む災害発生直前時における適正な価格を基準として甲、乙協議して定める。

（運搬）

第5条 飲料水提供のために必要となる飲料水の運搬は、甲乙相互の協力のうえ行うものとする。

- 2 前項の場合において、甲は、乙に対して、必要とする飲料水の数量、引渡しの日時、運搬場所等を指示することができる。ただし、乙の営業拠点の在庫状況又は交通事情等により乙が甲に指示の変更を求めたときは、甲はこの求めに応じるものとする。

（不可抗力）

第6条 第1条の規定にかかわらず、乙が、不可抗力等により、第2条、及び、第5条に定める事項を履行できない場合であっても、乙はその責任を負わないものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。

- 2 有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙のいずれかから協定解除の申し入れがないときは、有効期間を1年延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年3月11日

甲 松江市末次町86番地
松江市長 松浦 正敬

乙 東京都渋谷区本町3-47-10
株式会社 伊藤園
総務部長 松本 功一

資料 4-(2)-29

特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社島根支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1「情報管理責任者（変更）通知書」に定める様式をもって相互に通知することとする。また、情報管理責任者に変更が生じた場合は、速やかに別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲乙協議のうえ第2条及び第5条により設置するものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2「特設公衆電話定期試験仕様書」に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所及び日時の連絡を行うこととする。

(覚書の締結)

第12条 第2条の2項及び第5条でいう特設公衆電話の設置場所・回線数については、別途覚書により取り交わすこととする。なお、設置場所・回線数を変更する場合は、同様に覚書により取り交わすこととする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話設備の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協定の解除)

第14条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、相手方はなんらの通知又は催告を要せず即時に本協定の全部又は一部を解除できる。

(1) 正当な理由によらないで本協定の全部若しくは一部を履行しないとき。

(2) 相手方の責に帰すべき理由により協定を履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号のほか相手方が協定に違反し、その違反によって協定の目的を達成することができないと認められるとき。

(本協定書の有効期間)

第15条 本協定書の有効期間は、平成26年1月 日から平成29年3月末日までの3年間とする。ただ

し、有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲乙双方から書面による延伸の申し出があり、甲乙双方が合意した時は、有効期間満了の翌日から起算して3年間本協定書を更新することとし、以後同様とする。

(協議事項)

第16条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成26年1月10日

甲 島根県松江市末次町86番地
松江市長 松浦正敬

乙 島根県松江市東朝日町102番地
西日本電信電話株式会社 島根支店
島根支店長 杉島辰海

資料 4-(2)-30

災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定

(趣旨)

第1条 本協定は、松江市内において地震、風水害若しくはその他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、松江市（以下「甲」という。）と生活協同組合しまね（以下「乙」という。）が、相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資等の供給及び物資運搬の協力に関する基本的な事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有する商品の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、必要に応じて乙に対して輸送業務について協力を要請することができる。

(応急生活物資)

第3条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、別表を参考に被害の状況に応じて決定するものとする。

2 乙は、甲から前項に定める種類以外の応急生活物資の要請があったときは、必要に応じて供給を行うものとする。

3 乙は、災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請手続)

第4条 甲の乙に対する協力要請手続は、災害時における応急生活物資の供給・輸送業務等要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

(連絡責任者)

第5条 連絡責任者は、甲にあつては松江市災害対策本部とし、乙にあつては乙の緊急対策本部事務局担当とする。

2 甲及び乙は連絡体制に支障をきたさないよう、連絡先を毎年度当初に災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定連絡先報告書（別記第3号様式）及び別表（連絡系統図）により報告するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 第2条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための必要な措置をとるとともにその措置の状況を甲に報告するものとする。

(応急生活物資の運搬に係る車両の通行)

第7条 甲は、乙の応急生活物資運搬及び要員派遣に係る車両については、緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(情報の提供)

第8条 甲は、災害時の支援協力において、乙に対し速やかに輸送業務実施区域の被害状況及び交通規制の情報等を提供する。

(輸送)

第9条 甲は、乙が実施する輸送業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第10条 甲は、甲が指定した場所において、乙及び乙が会員である事業連合（コープCSネット・日本生協連）が輸送した応急生活物資の品目及び数量を確認のうえ、受け取るものとする。

(業務報告)

第11条 乙は、業務終了後速やかに業務内容を災害時における応急生活物資の供給・輸送業務等報告書（別記第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第12条 第2条第1項及び同条第2項の規定に基づき乙が供給した物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害が発生する直前に乙の組合員に供給していた物資の価格を参考に適正な価格を基準とし、災害復旧後において甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第13条 乙は、業務終了後、前項に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けたのち、費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

（従事者の損害補償）

第14条 第2条第2項に定める業務に従事した乙及び乙が加盟する事業連合（コープCSネット・日本生協連及びその委託先）の従業者等が死亡又はその他の事故が発生したときの補償については、その状況を踏まえ甲と乙が誠実に協議する。

（連絡員の派遣等）

第15条 甲及び乙は、必要に応じて乙の事務所所在地又は甲が設置する災害対策本部に連絡員を派遣することができる。

（ボランティア活動等の支援）

第16条 甲は、災害時に乙が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援する。また、乙が行う平時の減災の取組み等啓発活動についても協力するものとする。

（有効期間）

第17条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から、平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の30日前までに甲又は乙から本協定の変更又は終了の申し出がない場合は、当該有効期間満了日の翌日から1年間延長されたものとみなし、以後同様とするものとする。

（協議）

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年2月10日

甲 島根県松江市末次町86番地
松江市長 松 浦 正 敬

乙 島根県松江市西津田一丁目10-40
生活協同組合しまね
理事長 安 井 光 夫

資料 4-(2)-31

災害時等における緊急用ＬＰガスの調達に関する協定

松江市（以下「甲」という。）、一般社団法人島根県ＬＰガス協会（以下「乙」という。）及び島根県ＬＰガス協会松江支部（以下「丙」という。）とは、市内において地震、暴風、洪水等、自然現象による災害及びその他の重大な事故又は災害（以下「災害」という。）が発生した場合の、緊急用ＬＰガスの調達について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害時における緊急用ＬＰガスの調達について、甲の要請に対する乙及び丙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（緊急用ＬＰガスの範囲等）

第２条 この協定において緊急用ＬＰガスとは、ＬＰガスのほかに容器、燃焼器具その他のＬＰガスを燃料として使用するために必要な器具を含んだものをいう。

２ 前項の燃焼器具その他のＬＰガスを燃料として使用するために必要な器具は、次に掲げるものをいう。

（１）調整器、ゴムホース等

（２）二重巻きコンロ、三重巻きコンロ、炊飯器（二升炊き以上）

３ ＬＰガス用容器及び前項に定める関連器具は、原則として販売事業者が保有するものを貸与する。

４ その他甲が指定する物資については、具体的な調達要請があった都度協議の上調達の可否を決定するものとする。

（要請）

第３条 甲は、市内において災害が発生した場合、丙に対して緊急用ＬＰガスの供給を要請することができるものとする。

２ 前項の要請は、原則として緊急用ＬＰガス供給要請書（様式第１号、以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で要請書によることができないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく丙の措置）

第４条 丙は、前条第１項の要請を受けたときは、その要請内容について速やかに措置するとともに、その措置内容を緊急用ＬＰガス等提供リスト（様式第２号）により甲及び乙に報告するものとする。

（搬送及び引渡し）

第５条 丙は、緊急用ＬＰガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

２ 緊急用ＬＰガスの搬送は、原則として丙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

３ 前項の引渡しの確認は（様式第２号）により行うものとする。

（搬送経費の負担）

第６条 前条に定める搬送に係る経費負担は次に定めるところによる。

（１）搬送に係る経費は、原則として販売業者が負担するものとする。

(2) 搬送に伴う事故等の発生に係る経費は、搬送を行う販売業者が負担するものとする。

(価格)

第7条 丙は、災害が発生する直前の適正な価格で緊急用LPガスを供給するものとする。

(代金の支払)

第8条 丙が供給した緊急用LPガスの代金の支払方法等は、甲と丙の協議によるものとする。この場合において、代金の支払いについては甲が責任を持って対処するものとする。

(現有数量の把握)

第9条 乙及び丙は、災害時において供給可能な緊急用LPガスの数量を把握しておくものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙丙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成26年2月10日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲、乙又は丙から申出のないときは、この協定は、有効期間満了日の翌日から1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年2月10日

甲 島根県松江市末次町86番地
松江市長 松 浦 正 敬

乙 島根県松江市母衣町55番地4
一般社団法人 島根県LPガス協会
会 長 森 山 健 一

丙 島根県松江市浜乃木六丁目10番1号
島根県LPガス協会松江支部
支部長 瀧 下 忠

資料 4-(2)-32

災害時における福祉専門職の派遣協力等に関する協定書

島根県社会福祉協議会が運営するしまね災害福祉広域支援ネットワーク（以下「甲」という。）と島根県（以下「乙」という。）及び松江市（以下「丙」という。）は、甲が行う災害時における福祉専門職（福祉職場の医療専門職を含む。以下同じ。）の派遣協力等に関して次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 島根県内で災害救助法が適用される程度の災害が発生し、かつ、広域的支援が必要とされる場合に、甲による市町村への福祉専門職の応援派遣を実施する際に必要な事項を定めることを目的とする。

（派遣協力等の内容）

第2条 甲による派遣協力等の内容は次のとおりとする。

- （1） 災害発生時に市町村における避難所や被災社会福祉施設等にしまね災害福祉広域支援ネットワーク運営要領に定める福祉専門職を派遣し、要配慮者等の福祉的ニーズへの対応を行う。
- （2） 災害発生時に市町村で行われる公衆衛生活動等へ協力を行う。

（派遣協力等の要請手続き）

第3条 丙は、災害時に福祉的支援が必要と判断した場合、乙を通じて甲に福祉専門職の派遣協力等の要請を行う。

- 2 乙は、丙から福祉専門職の派遣協力等の要請があった場合、甲に伝え、派遣協力等の調整に協力する。
- 3 甲は、丙から福祉専門職の派遣協力等の要請があった場合、協力施設等及び乙と調整を図り派遣等を決定する。
- 4 派遣協力等の要請は、「派遣協力等要請書」（別紙1）によるものとする。ただし、緊急を要し文書によることができない場合には口頭又は電話等によることができる。この場合、事後速やかに文書を送付するものとする。
- 5 丙は、派遣協力等の必要がなくなったと判断したときは、速やかに乙を通じて甲に連絡するものとする。

（安全の確保）

第4条 丙は、その要請により甲が派遣する福祉専門職が活動するにあたっては、安全の確保に十分配慮するものとする。

（派遣等に要する費用）

第5条 福祉専門職の派遣に要する費用のうち、交通費、宿泊費、甲が加入した傷害保険料については、丙が甲に支払う。なお、履行確認のため、支払い完了後に領収書等の写しを甲から丙に提出するものとする。

（損害補償）

第6条 甲が派遣した福祉専門職が、その責に帰することができない事由により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合は、労働者災害補償保険法の適用がある場合を除き、甲が加入する傷害保険により補償を受けるものとする。

なお、上記保険により補償を受けることのできる範囲は、別紙2に定める。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項については、必要に応じ別途三者で協議するものとする。

以上のとおり協定した証として、この証書三通を作成し、甲乙丙三者押印の上、各自それぞれその一通を保有する。

平成27年10月30日

甲 「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」本部
島根県社会福祉協議会

会 長 江口 博晴

乙 島根県

知 事 溝口 善兵衛

丙 松江市

市 長 松浦 正敬

資料 4-(2)-33

一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と株式会社島根銀行（以下「乙」という。）は、乙の管理する施設への一時的な受入について、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- 二 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- 三 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表又は非公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅延なく甲に連絡するものとする。

4 受入期間は、原則として最長3日間とする。

（支援内容）

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- 一 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- 二 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料、毛布等を提供すること。
- 三 トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- 四 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- 五 前各号に関して必要な人員を確保すること。この人員には、乙の委託業者職員を含むものとする。
- 六 その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項。

（施設の運営）

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設開設・運営マニュアル（松江市）」に沿って、運営を行うものとする。また、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（内閣府（防災担当））」についても運営の参考とする。

2 甲は、前項の「一時滞在施設開設・運営マニュアル（松江市）」を改定する場合において、乙に事前に協議するものとする。

（受入の解除）

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

一 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合。

二 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合。

三 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合。

四 その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合。

（費用負担）

第9条 乙は第6条に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

（損害）

第10条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行った場合において、乙又は乙が受け入れた帰宅困難者に損害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

2 乙が受け入れた帰宅困難者が、乙の施設・備品等に損害を与えた場合の復旧に係る費用については、乙は損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合、あるいは、損害を与えた者に支払能力が無い場合は、原則として甲が負担するものとする。

（訓練）

第11条 乙は、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制の確認に努めるものとする。

（支援）

第12条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、物資の配備、訓練の実施等を行う場合において、支援を行うものとする。

（有効期限と見直し）

第13条 この協定の有効期限は協定締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の2カ月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

（その他）

第15条 乙はこの協定により指定された一時滞在施設の受入想定人数を甲へ提出するものとする。

2 甲は前項の規定により乙から提出された情報について、外部への公表をしないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年 2月 7日

甲 島根県松江市末次町86番地
松江市長 松 浦 正 敬

乙 島根県松江市東本町二丁目35番地
株式会社 島根銀行
取締役頭取 青 山 泰 之

別表

一時滞在施設名	所在地	一時滞在区域
島根銀行本店ビル	松江市朝日町484番地19	3階大会議室

資料 4-(2)-34

災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）により、甲の水道施設に相当の被害が発生し、速やかな復旧活動を行わなければならない場合において、甲と乙が協力体制を構築するために必要な事項を定め、もって給水の確保を図り、住民生活の安定に寄与することを目的とする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害により水道施設に被害が発生し、当該水道施設の復旧に乙の応援が必要であると認めたときは、次の内容を記載した要請書に基づき、乙に応援を要請するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 被害発生施設の所在地
- (3) 復旧活動の内容
- (4) 応援要員数及び要請期間
- (5) 必要な資機材、物資等の品目及び数量
- (6) その他復旧活動に関し必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合等については、電話等によって行うことができるものとする。この場合においては、甲は要請後すみやかに乙に対し要請書を提出するものとする。

（復旧活動）

第3条 甲が乙に対して要請する復旧活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要な活動

2 乙は、前項各号の復旧活動について応援の要請を受けたときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（応援要員の派遣）

第4条 乙は、甲から応援要請を受けたときは、直ちに応援活動を行うための応援体制を備え、必要な資機材及び車両等を確保するとともに、甲の指示する場所に要員を派遣するものとする。

（復旧活動の指揮等）

第5条 応援活動の現場における指揮及び必要な連絡調整は、甲が行なうものとする。

2 応援活動に従事する乙の応援要員は、前項に基づき、甲の指示に従うものとする。

（報告）

第6条 乙は、復旧活動を実施したときは、別に定める報告書に必要事項を記入し、速やかに甲に報告するものとする。

（他市町への復旧応援）

第7条 島根県内の他の市町において、災害により、当該市町の事業体の水道施設に相当の被害が発生し、その復旧活動への支援が必要であると甲が認め、乙に対して応援の要請を行ったときは、乙は、可能な限り甲に協力するものとする。

(費用負担)

第8条 乙が、この協定に基づく復旧応援活動に要した経費は、当該活動の対象となった事業体において負担するものとする。

(労災補償)

第9条 応急復旧により乙の組合員の業務従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

(連絡体制の整備)

第10条 甲及び乙は、あらかじめ相互の担当者を定めるなど連絡体制を整備するとともに、災害により水道施設に被害が発生し、又は被害の発生する恐れがあるときは、必要な情報を随時、交換するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施について必要な事項及び定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成26年6月29日から平成27年3月31日までとする。ただし期間満了の日の30日前までに、甲及び乙のいずれかから文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年6月29日

甲 松江市
松江市長 松浦 正敬

乙 松江管工事業協同組合
理事長 岡田 俊明

資料 4-(2)-35

災害時における松江市と松江市内郵便局の協力に関する協定

松江市(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社松江市内の郵便局(以下「乙」という。)は、松江市内に発生した地震、風水害その他の災害が発生した場合において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定めるものをいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、松江市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び乙の社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実施を行うための必要な事項(避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。)
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第6条 乙は、甲からの要請に基づき松江市若しくは各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては松江市防災安全部防災安全課長、乙にあつては松江中央郵便局長（総務部長）とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙両者で協議し決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、当該有効満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が署名の上、各自1通を保有する。

平成30年3月27日

甲 松江市

市長

松浦 正敬 (署名)

乙 代表

日本郵便株式会社

出雲東部地区連絡会地区統括局長

松江殿町郵便局長

江角 直記 (署名)

資料 4-(2)-36

松江市・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定

松江市（以下「甲」という。）と地方共同法人日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

一 恵曇処理場

二 佐波浄化センター

三 千酌地区浄化センター

四 七類地区浄化センター

五 森山地区浄化センター

六 江島地区浄化センター

七 馬渡地区浄化センター

八 遅江地区浄化センター

九 向島ポンプ場

十 東朝日ポンプ場

十一 橋本ポンプ場

十二 浜佐田ポンプ場

十三 市成ポンプ場

十四 黒田ポンプ場

十五 嫁島ポンプ場（雨水）

十六 出雲郷雨水ポンプ場（雨水）

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条1項の規定による災害報告に必要な資料の作成

三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事

四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会

五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

(災害支援の要請の方法)

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

(災害支援の実施)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

一 甲の事務局 松江市上下水道局 業務部 総務課

二 乙の事務局 地方共同法人日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成31年9月30日までとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成30年 8月 1日

甲 島根県松江市末次町86番地

松江市

松 江 市 長

乙 東京都文京区湯島二丁目 3 1 番 2 7 号

地方共同法人日本下水道事業団

理 事 長

資料 4-(2)-37

農業集落排水施設災害対策応援に関する協定

協定開始年月日：平成19年 2月23日

最終改正年月日：平成28年 4月27日

(趣旨)

第1条 本協定は、協定参加者である地方自治体の農業集落排水施設が自然災害により被害を受けた場合に、他の協定参加者が人員の派遣、必要な諸資機材の調達等を行い、災害対策の応援を行うことを取り決めたものである。

(協定参加者)

第2条 本協定の参加者は、一般社団法人地域環境資源センター（以下「センター」という。）の会員である、都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、全国土地改良事業団体連合会及びセンターのうち、この協定の趣旨に賛同した者とする。

(重要事項の変更)

第3条 運営会議が必要と認めた本協定に関する重要な事項の変更等については、協定参加者の2分の1以上の同意を要するものとする。

(運営会議)

第4条 本協定に基づく業務を行うため、運営会議を設け、毎年度一回以上開催する。

2 会議員は、センター理事長及び専務理事、並びにセンター理事のうち協定参加者等とする。

3 会議長は、センター理事長とする。

4 運営会議は、次の事項を議決する。

(1) 業務の執行に関すること

(2) 本協定に関する重要な事項以外の変更

(3) その他運営会議で必要と認める事項

5 会議長は、次の職務を行う。

(1) 運営会議の議長

(2) 協定への新規参加の承認

(3) その他業務の円滑な実施に必要な事項の処理

(4) (2)、(3)についての運営会議への報告

(災害対策支援本部)

第5条 センター会員が管理する農業集落排水施設が自然災害により被災した場合に、センターとしてこれに対処するために設置される災害対策支援本部は、被災地との情報連絡及び運営会議との情報交換等を行い、災害対策応援に関する協定の円滑化及び初動体制の構築に努めるものとする。

(事務局)

第6条 運営会議の事務及び災害対策の応援に係る事務を処理するため、事務局をセンターに置く。

2 事務局は、災害協定窓口リスト等、必要に応じて資料を作成するとともに、運営会議で議決された本協定に関する重要事項以外の変更や必要な事項については、協定参加者に遅滞なく報告するものとする。

3 次条に掲げる災害対策の応援の要請があったときには、応援に係る所要の業務を行うほか、第8条に定める中央応援本部が設置された場合にあっては、その事務を行うものとする。

(応援の要請)

第7条 被災市町村又は被災市町村が所在する都道府県が、本協定による災害対策の応援を受けたいときには、事務局に要請するものとする。この場合に、被災市町村は原則として都道府県を経由して要請するものとする。

(中央応援本部の設置)

第8条 前条の要請を受けた事務局は、運営会議の会議長にその旨の報告を行い、会議長が広域的な応援体制が必要と認めた場合には、中央応援本部を設置し、災害対策支援本部をその指揮下に置くものとする。

2 中央応援本部の構成員はセンター理事長のほか、東京及びその近隣の運営会議の会議員とし、あらかじめ会議長が指名しておくものとする。

3 中央応援本部はセンター理事長を本部長として運営するものとするが、農林水産省農村振興局整備部地域整備課長及びその他必要と認める者の指導助言を求めることができる。

(中央応援本部の業務)

第9条 中央応援本部は、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県と密接な連絡調整を行い、以下に掲げる業務を行う。

- (1) 情報収集、整理、広報等
 - (2) 先遣隊の派遣
 - (3) 応急対策、災害調査、本格復旧、設計、査定等の応援計画の策定
 - (4) 応援部隊の編成、資機材の調達
 - (5) その他の応援
- (応援の求め)

第10条 中央応援本部が、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県、本協定の参加者等の意向を確認し調整した上、前条の業務を具体化し、職員の派遣又は所有若しくは管理する資機材の提供を求めることとなった場合においては、求められた本協定の参加者は、極力、これに協力するものとする。

(センター賛助員の協力)

第11条 中央応援本部が、第7条に掲げる要請に応じる場合において、必要があるときには、センター理事長は、センター賛助員の協力を得られるようにするものとする。

(費用負担)

第12条 応援者が要した費用は、応援者と被応援者との間で災害の応援に係る費用負担について別途に協定を交わしている場合には、それによるものとし、その他の場合にあっては両方で協議するものとする。――

参 加 申 込 書

平成30年 8月 1日

農業集落排水施設災害対策応援に関する協定

運営会議長 田 中 忠 次 殿

所在地 島根県松江市末次町86番地

団体名 松江市

代表者 松江市長 松浦 正敬

農業集落排水施設災害対策応援に関する協定の趣旨に賛同し、本協定に参加いたします。

資料 4-(2)-38

漁業集落排水施設の災害時復旧支援に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と一般社団法人水産土木建設技術センター（以下「乙」という。）とは、甲の所管する漁業集落排水処理施設について災害が発生した場合において、乙が行う漁業集落排水施設の災害復旧工事のために必要な業務及びその他支援業務（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた漁業集落排水施設の機能の迅速な回復を図り、もって生活環境の悪化及び公共用水域の水質悪化の防止に資することを目的とする。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる漁業集落排水施設は、次に掲げるもの（以下「協定施設」という。）とする。

- 一 魚瀬漁業集落排水施設
- 二 片匂漁業集落排水施設
- 三 御津漁業集落排水施設
- 四 手結漁業集落排水施設
- 五 野井漁業集落排水施設
- 六 大芦漁業集落排水施設
- 七 沖泊漁業集落排水施設
- 八 瀬崎漁業集落排水施設
- 九 多古漁業集落排水施設
- 十 加賀漁業集落排水施設
- 十一 稲積・北浦漁業集落排水施設
- 十二 片江漁業集落排水施設
- 十三 美保関漁業集落排水施設
- 十四 笠浦漁業集落排水施設
- 十五 福浦漁業集落排水施設
- 十六 笹子漁業集落排水施設
- 十七 惣津漁業集落排水施設
- 十八 雲津漁業集落排水施設
- 十九 諸喰漁業集落排水施設
- 二十 法田漁業集落排水施設

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査
- 二 災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置、その他必要な工事に関する業務支援
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する業務

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、様式第1号により行うものとする。文書授受によることができない場合には、電子メールによる様式第1号の送信又はファクシミリ装置を用いた送信により要請

を行うことができるものとする。これらの送信ができない場合は、口頭又は電話により当該要請を行うことができるものとする。

2 前項の電子メール、ファクシミリ、口頭又は電話による要請の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

(災害支援の実施)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を様式第2号により報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものは協議による。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

一 甲の事務局 松江市上下水道局 業務部 総務課

二 乙の事務局 一般社団法人水産土木建設技術センター 東京本部企画普及部

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から廃止するまでの期間とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成30年8月1日

甲 島根県松江市末次町86番地

松江市

松江市長 松浦 正 敬

乙 東京都中央区築地2丁目14番5号

一般社団法人水産土木建設技術センター

理事長 宇賀神 義 宣

資料 4-(2)-39

災害時等における燃料供給に関する協定書

松江市立病院（以下「甲」という。）と安達石油株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における燃料供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、松江市内で災害が発生した場合又は、発生するおそれが生じた場合（以下「災害時等」という。）において、当院の病院運営、被災者及び避難者に対する救援の円滑化を図るために、甲と乙が協力し、災害時等の燃料等の優先供給を円滑に行うことを目的とする。

（協力）

第2条 甲は、災害時等において、甲が指定する施設・車両等のうち特に必要であると認めたときは、乙に対し、燃料等の供給を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から燃料等の供給要請があったときは、可能な範囲で燃料等の優先供給に努めるものとする。

（燃料等の種類）

第3条 甲が乙に優先供給を要請する燃料等は、A 重油、ガソリン及び灯油等とする。

（費用負担）

第4条 第2条の要請を受けて乙が供給する燃料の対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

（その他）

第5条 本協定書に関し、定めのないことについて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

平成 30 年 8 月 1 日

甲 松江市乃白町 32 番地 1
松江市病院事業管理者
病院長 紀川 純三 ㊞

乙 松江市春日町 568 番地
安達石油株式会社
代表取締役 安達 真人 ㊞

資料 4-(2)-40

災害時等における医療ガス供給に関する協定書

松江市立病院（以下「甲」という。）と山陰酸素工業株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における医療ガス供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、松江市内で災害が発生した場合又は、発生するおそれが生じた場合（以下「災害時等」という。）において、当院の病院運営、被災者及び避難者に対する救援の円滑化を図るために、甲と乙が協力し、災害時等の燃料等の優先供給を円滑に行うことを目的とする。

（協力）

第2条 甲は、災害時等において、甲が指定する施設等のうち特に必要であると認めたときは、乙に対し、医療ガスの供給を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から医療ガスの供給要請があったときは、可能な範囲で医療ガスの優先供給に努めるものとする。

（燃料等の種類）

第3条 甲が乙に優先供給を要請する医療ガスは、酸素、窒素及び笑気等とする。

（費用負担）

第4条 第2条の要請を受けて乙が供給する医療ガスの対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

（その他）

第5条 本協定書に関し、定めのないことについて、甲乙協議のうえ定めるものとする。

平成30年8月1日

甲 松江市乃白町32番地
松江市病院事業管理者
病院長 紀川 純三 ㊞

乙 鳥取県米子市旗ヶ崎2201番地1
山陰酸素工業株式会社
代表取締役社長 並河 勉 ㊞

資料 4-(2)-41

災害時における応急生活物資供給等支援協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 本協定は、松江市内において地震、風水害若しくはその他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、松江市（以下「甲」という。）と協同組合松江流通センター（以下「乙」という。）が、相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、応急生活物資等の供給及び物資運搬の協力に関する基本的な事項について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において応急生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有する商品の供給及び輸送業務について協力を要請することができる。

(応急生活物資)

第3条 甲が乙に要請する応急生活物資の品目は、別表を参考に被害の状況に応じて決定するものとする。

2 乙は、甲から前項に定める種類以外の応急生活物資の要請があったときは、必要に応じて供給を行うものとする。

3 乙は、災害時に供給可能な応急生活物資の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請手続)

第4条 甲の乙に対する協力要請手続は、文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

(連絡責任者)

第5条 連絡責任者は、甲にあっては松江市災害対策本部とし、乙にあっては乙の緊急対策本部事務局担当とする。

2 甲及び乙は連絡体制に支障をきたさないよう、連絡先を毎年度当初に報告するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 第2条による要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための必要な措置をとるとともにその措置の状況を甲に報告するものとする。

(応急生活物資の運搬に係る車両の通行)

第7条 甲は、乙の応急生活物資運搬及び要員派遣に係る車両については、緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(情報の提供)

第8条 甲は、災害時の支援協力において、乙に対し速やかに輸送業務実施区域の被害状況及び交通規制の情報等を提供する。

(輸送)

第9条 甲は、乙が実施する輸送業務が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(応急生活物資の受領)

第10条 甲は、甲が指定した場所において、乙が輸送した応急生活物資の品目及び数量を確認のうえ、受け取るものとする。

(業務報告)

第11条 乙は、業務終了後速やかに文書により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第12条 第2条の規定に基づき乙が供給した物資の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害が発生する直前に乙が供給していた物資の価格を参考に適正な価格を基準とし、災害復旧後において甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第13条 乙は、業務終了後、前項に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けたのち、費用を請求するものと

する。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

(従事者の損害補償)

第14条 第2条に定める業務に従事した乙の従業者等が死亡又はその他の事故が発生したときの補償については、その状況を踏まえ甲と乙が誠実に協議する。

(連絡員の派遣等)

第15条 甲及び乙は、必要に応じて乙の事務所所在地又は甲が設置する災害対策本部に連絡員を派遣することができる。

(ボランティア活動等の支援)

第16条 甲は、災害時に乙が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援する。また、乙が行う平時の減災の取組み等啓発活動についても協力するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から、平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の30日前までに甲又は乙から本協定の変更又は終了の申し出がない場合は、当該有効期間満了日の翌日から1年間延長されたものとみなし、以後同様とするものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年8月20日

甲 松江市末次町86番地

松江市長 松 浦 正 敬

乙 松江市平成町182番地18

協同組合松江流通センター

代表理事 伊原 正人

資料 4-(2)-42

松江地方合同庁舎への帰宅困難者の受入に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と財務省中国財務局松江財務事務所（以下「乙」という。）は、乙の管理する松江地方合同庁舎への帰宅困難者の受入について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模地震等の災害発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- 二 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。

（一時滞在施設の提供と公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

2 甲は、前項の合意に基づき、乙から提供される一時滞在施設の名称や位置をあらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受託し、その旨を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

4 受入期間は、原則として最長3日間とする。

（支援内容）

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- 一 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受託をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- 二 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料、毛布等を提供すること。
- 三 トイレやごみの処理等の施設の衛生管理を行うこと。
- 四 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- 五 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- 六 その他、乙が帰宅困難者の受入等に関して協力できる事項。

（施設の運営）

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設開設・運営マニュアル（松江

市)」に沿って、運営を行うものとする。また、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（内閣府（防災担当））」についても、運営の参考とする。

2 甲は、前項の「一時滞在施設開設・運営マニュアル（松江市）」を改定する場合は、乙に事前に協議するものとする。

（受入の解除）

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- 一 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合。
- 二 乙の施設が、非常用電源の燃料枯渇等により当分の間停電が継続することとなった場合等、乙が一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合。
- 三 乙が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全性を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合。
- 四 その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合。

（費用負担）

第9条 乙は、第6条に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

（損害）

第10条 乙が第5条第1項の受託をした場合、又は同条第3項の連絡を行った場合において、乙又は乙が受け入れた帰宅困難者に損害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

2 乙が受け入れた帰宅困難者が、乙の施設・備品等に損害を与えた場合の復旧に係る費用については、乙は損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合、あるいは、損害を与えた者に支払い能力が無い場合は原則として甲が負担する。

（訓練）

第11条 乙は、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制の確認に努める。甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から物資の配備、訓練の実施などを行う場合は、支援を行うものとする。

（連絡調整）

第12条 甲及び乙は、この協定による連携及び相互協力を円滑に推進するため、各々連絡調整に関する担当部署を定め、毎年4月1日現在の情報を相互に連絡するものとする。

（有効期限と見直し）

第13条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の2か月前までに甲乙いずれからもこの協定の廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

（その他）

第15条 乙はこの協定により指定された一時滞在施設の受入想定人数を甲へ提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から提出された情報について、外部への公表をしないものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和元年 6 月 1 4 日

甲 島根県松江市末次町 86 番地

松江市長 松浦 正敬

乙 島根県松江市向島町 134 番 10

財務省中国財務局
松江財務事務所長 春田 裕司

別 表

一時滞在施設名	所在地	一時滞在区域
松江地方合同庁舎	松江市向島町 134 番 10	松江地方合同庁舎 2 階 第 1 会議室（約 59 m ² ） 第 2 会議室（約 99 m ² ）

資料 4-(2)-43

松江市・松江圏域老人福祉施設協議会包括連携協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江圏域老人福祉施設協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、災害時における要配慮者の安全を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- （1） 災害発生時における要配慮者の一時的な受入れに関すること
- （2） 平時における職員研修に関すること
- （3） その他、前条の目的を実現するために必要な事項に関すること

（連携・協力事項の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、前条に関する内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定書の有効期間は、令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲及び乙のいずれからも書面による終了の通知がない場合には、本協定書の有効期間は1年ごとに自動更新されるものとする。

（費用負担）

第5条 費用が発生する取り組みについては、甲及び乙が協議のうえ、その費用割合を決定するものとする。

（その他）

第6条 本協定書に定めのない事項は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名のうえ、双方各1通を保有する。

令和元年9月26日

甲：松江市末次町86番地

松江市長

松 浦 正 敬

乙：松江市島根町野波2318番地3

（ゆうなぎホーム施設長）

松江圏域老人福祉施設協議会

会 長 出 羽 雄 二

資料 4-(2)-44

災害時における物資供給に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律 第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるとき は、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 松江市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 松江市以外の災害の救助のため、甲が被災地へ物資の供給を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第 2 条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあつては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第 6 条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第 2 条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

- 2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金(引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。)を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者について予め協議し定めておくものとする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲及び乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の「事務担当者名簿」(別紙②)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 元年 12月 20日

甲 島根県松江市末次町86番地
松江市長 松浦 正敬 印

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳 印

別紙①

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など

工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鋏、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

資料 4-(2)-45

災害時における被災者に対する応急活動協力に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社 中四国カンパニー（以下「乙」という。）とは、松江市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）における被災者等に対する応急活動協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が協力して避難場所の提供、生活物資の供給等、被災者に対する応急活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、協力を要請することが出来る。

- （1） 乙の所有または管理する駐車場を一時避難場所として被災者等に提供すること。
- （2） 乙の店舗において、被災者等に対し、水道水（井戸水）、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （3） 乙の店舗において、被災者等に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。
- （4） 乙の店舗において、被災者等に対し、食糧・生活物資等を可能な範囲で提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（支援の要請手続き）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。

但し、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者、緊急時の連絡体制、連絡方法等について予め協議し定めておくものとする。

2 前項の報告の内容に変更があった場合には、直ちに相手方に文書をもって報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項第4号及び第2条第2項に規定する応急活動協力の実施に要した費用の負担については、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する物資の価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は支払請求書を受理してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙両者それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年2月4日

甲：松江市末次町86番地

松江市

松江市長 松浦 正敬

乙：広島県広島市南区段原南一丁目3番52号

イオンリテール株式会社 中四国カンパニー

支社長 浜口 好博

資料 4-(2)-46

災害に係る情報発信等に関する協定

松江市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり災害に係る情報発信等に関する協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、松江市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、松江市が松江市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ松江市の行政機能の低下を軽減させるため、松江市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、松江市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、松江市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、松江市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 松江市が、松江市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 松江市が、松江市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 松江市が、災害発生時の松江市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 松江市が、松江市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 松江市が、松江市内の避難所に避難している避難者の名簿を公開する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成し、公開すること。
2. 松江市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、松江市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく松江市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、松江市から提供を受ける情報について、松江市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利

用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、松江市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、松江市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、松江市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2020年2月6日

松江市：島根県松江市末次町86番地
松江市長 松浦 正敬

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

資料 4-(2)-47

災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と株式会社エフエム山陰（以下「乙」という。）、株式会社山陰放送（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時に乙と丙が協力し、災害から住民の命と生活を守るための放送枠を確保し、島根県及び鳥取県（以下「両県」という。）及び甲からの情報をもとに災害情報の発信を行うとともに、恒常的に防災啓発に関する番組放送などに共同で取り組み、ラジオ放送の社会的役割を強化することによる災害情報ネットワークの構築を、甲、乙及び丙が連携して進めていくことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、それぞれ次の各号に掲げる事項について協力する。

（1） 災害防災情報発信協議会の設置

ア 両県及び両県内自治体並びに甲、乙及び丙の代表者などで災害防災情報発信協議会（以下「協議会」という。）を組織し、乙と丙がそれぞれ協議会事務局を務める。

イ 協議会には、実務組織として運営委員会を置き、災害時の対応マニュアルや広報・啓発番組について検討する。

（2） 災害時の情報収集・提供及び放送の実施

ア 乙及び丙は、両県から提供される情報を基本とした災害時の緊急放送内に、災害が発生した自治体及びその周辺の自治体などから独自に得た情報や自治体からの要請を受けた情報を速やかに放送する。

イ 甲は、乙及び丙に対して情報を提供する。

ウ 乙及び丙に災害専用デスクを設けて情報を一元的に収集、管理、放送する。

（3） 定期的な広報番組の放送と緊急放送訓練の実施

ア 防災に関する広報番組を乙と丙が共同制作し放送する。

イ 甲、乙及び丙による災害を想定した情報伝達訓練と放送までの訓練を実施する。

（4） 前3号に伴う必要事項

ア 甲、乙及び丙は、前3号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行い、前3号に記載されていない事項については、別途取り決めるものとする。

イ 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を定め、その職及び氏名を相手方に通知するものとする。当該連絡責任者を変更した場合も同様とする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙及び丙から申出がない場合は、1年間、本協定を更新するものとし、以降も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙は、本協定の有効期間中であっても、いずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の30日前までに書面をもって他の二者に通知することにより本協定を解除できるものとする。

（協定の見直し）

第4条 甲、乙及び丙は、いずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、決定するものとする。

(疑義の解決)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年3月30日

甲 島根県松江市末次町86番地

松江市長 松浦 正敬

乙 島根県松江市学園南一丁目2-1

株式会社エフエム山陰

代表取締役社長 瀬崎 輝幸

丙 鳥取県米子市西福原1-1-71

株式会社山陰放送

代表取締役社長 坂口 吉平

資料 4-(2)-48

災害時における行政書士相談業務に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と島根県行政書士会（以下「乙」という。）とは、松江市内において、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、行政書士業務に関する相談業務（以下「行政書士相談業務」という。）の体制確保及び実施について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は災害時において、甲の要請に基づき、乙が実施する行政書士相談業務について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（業務の要請）

第3条 甲は、災害時において市民（甲の地域内に避難してきた被災者を含む。）のために、緊急に行政書士相談業務の必要が生じたとき、乙に対し協力を要請するものとする。

（業務の範囲）

第4条 前条の規定により乙及び乙の会員が行う行政書士相談業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- （1） 乙による行政書士被災者支援相談所の開設
- （2） その他甲及び乙が必要と認める業務

（要請手続等）

第5条 第3条による要請は、災害時協力要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書をもって処理する。

2 乙は、甲からの要請を受理したときは、速やかに行政書士相談業務担当者を選出し、甲へ行政書士相談業務担当者名簿を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、その後速やかに文書をもって処理する。

（相談場所の広報）

第6条 甲は行政書士相談業務を実施する旨の広報を行うものとする。

（報 告）

第7条 乙は、実施した行政書士相談業務の件数、対象者及び相談内容について甲から報告を求められたときは速やかに業務報告書（別記様式第2号）により報告するものとする。ただし、その具体的範囲は乙及び乙の会員が法令上順守すべき守秘義務に反しない事項とする。

(費用負担)

第8条 第4条の行政書士相談業務で必要となった経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙の協議により決定するものとする。

(相談者の負担)

第9条 第4条の行政書士相談業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

(損害の補償)

第10条 甲の要請による行政書士相談業務を行う際に、乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処するものとする。

(平時における準備)

第11条 甲及び乙は、この協定が想定する事態に備え、平時において、情報の交換及び担当窓口の連絡先の提供に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときには、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定が成立した日から、令和3年3月31日までとする。
ただし、協定期間満了日の1月前までに協定の変更又は解除について、甲、乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、この協定は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

本協定成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

令和2年11月25日

甲 松江市末次町86番地
松江市長 松浦正敬

乙 松江市北堀町15番地
島根県北堀町団体ビル2階
島根県行政書士会
会長 野津好正

資料 4-(2)-49

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江旅館ホテル組合（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等（以下「災害発生時」という。）において、避難所での新型コロナウイルス等への感染による重症化の防止を目的として、健康上配慮が必要な者（以下「要配慮者」という。）への宿泊施設、入浴及び食事の提供等に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において要配慮者の避難を甲が速やかに実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要配慮者」とは次に掲げる者をいう。

- （1） 妊産婦、乳幼児、基礎疾患がある者（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患等）など）、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者、高齢者（65歳以上の者をいう。）のうち介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者などで、新型コロナウイルス等に感染した場合に重症化するリスクが高い者
- （2） 前号に掲げる者と同一世帯の者又は介助者

（要請）

第3条 甲は、災害発生時において、要配慮者の避難所の確保及び速やかな避難について、乙に対し、協力を要請することができる。

- 2 甲の要請方法は、乙に対して協力要請書（別記様式第1号）を提出することをもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（要請する業務の範囲）

第4条 前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

- （1） 乙の組合員が所有する宿泊施設において宿泊及び入浴の提供を行うこと。
 - （2） 前号の業務を実施するに当たって、空室等の状況の把握及び調整を行うこと。
 - （3） その他必要とする事項
- 2 宿泊施設への入所者に対する食事の提供及び健康状態のモニタリング、発熱や咳の症状が出た者への対応等は、甲が当該宿泊施設へ職員を派遣する等し、実施するものとする。ただし、これにより難しい場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

（実施）

第5条 乙は、甲から第3条の規定による要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかにとるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を次に掲げる事項を記載した業務実施報告書（別記様式第2号）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（受入対象期間）

第6条 宿泊施設への受入れ対象期間は、原則として7日以内とし、7日を過ぎても甲が指定する避難所が閉鎖しない場合は受入れ対象期間を延長することができる。ただし、これにより難しい場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

（宿泊施設への対象者の割振り）

第7条 宿泊施設への対象者の割振りは乙が行うものとする。

2 甲は、前項の割振りを災害発生後速やかに行えるよう、受入施設、受入可能人数、受入手順等について、事前に乙と連絡調整を行うものとする。

(経費)

第8条 甲は、第4条の規定により乙が実施した業務に係る経費（以下「経費」という。）として、1人当たり1泊6,000円（消費税・入湯税別）を負担するものとする。

(受入実績の報告と経費の請求)

第9条 乙は、業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した受入実績報告書（別記様式第3号）を甲に提出するとともに、請求書により甲に対して経費を請求するものとする。

(経費の支払い)

第10条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(連絡調整体制の整備)

第11条 甲及び乙は、災害発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙及び乙の組合員は宿泊施設の提供にあたり業務上知り得た避難者の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間・解除)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2部作成し、甲乙記名押印の上、各自その1部を保有する。

令和3年2月19日

甲 松江市末次町86番地
松江市
松江市長 松 浦 正 敬

乙 松江市千鳥町83番地
松江旅館ホテル組合
組合長 植 田 祐 市

資料 4-(2)-50

松江市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と松江市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、松江市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、松江市災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 松江市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。（センターの閉鎖）

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 3年 6月 1日

甲 松江市末次町86番地
松江市長 上 定 昭 仁 印

乙 松江市千鳥町70番地
社会福祉法人松江市社会福祉協議会
会 長 加 藤 滋 夫 印

資料 4-(2)-51

災害救助物資の調達に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは災害時における物資の供給に関し、次の通り協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 日用品等（トイレ関係用品を含む。）
- (2) 作業関係用品
- (3) 冷暖房機器及び電気用品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、災害救助物資調達要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等で要請し、その後速やかに文書をもって処理する。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。尚、甲が指定する場所まで乙が物資を納品する運送費用は乙の負担とする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに災害救助物資調達報告書（別記第2号様式）により報告するものとする。

（担当者名簿の作成）

第6条 甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年4月1日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（疑義の決定）

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年8月6日

甲 島根県松江市末次町86番地
松江市
松江市長 上 定 昭 仁

乙 島根県益田市遠田町2179番地1
株式会社ジュンテンドー
代表取締役社長 飯 塚 正

資料 4-(2)-52

一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）としまね信用金庫（以下「乙」という。）は、乙の管理する施設への一時的な受入について、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行なう協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがない場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- 二 一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- 三 施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

（一時滞在施設の提供と公表又は非公表）

第3条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設のうち別表に定める区域について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、前条第1項の区域について、その全部又は一部を一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

（帰宅困難者の受入）

第5条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行なう旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- 4 受入期間は、原則として最長3日間とする。

（支援内容）

第6条 乙が、一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合は、次に掲げる事項の全部又は一部を行なうものとする。

- 一 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し運営すること。
- 二 帰宅困難者に対し、乙が備蓄する飲料水、食料等を提供すること。
- 三 トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行なうこと。
- 四 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- 五 前各号に関して必要な人員を確保すること。この人員には、乙の委託業者職員を含むものとする。
- 六 その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項。

（施設の運営）

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設開設・運営マニュアル（松江市）」に沿って、運営を行なうものとする。また、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（内閣府（防災担当））」についても運営の参考とする。

- 2 甲は、前項の「一時滞在施設開設・運営マニュアル（松江市）」を改定する場合において、乙に事前に協議するものとする。

（物資の提供）

第8条 甲は、乙が運営する一時滞在施設において水や食料等の物資が不足する場合には、できる限り提供するように努めることとする。

（受入の解除）

第9条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- 一 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合。
- 二 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電が継続することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合。
- 三 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合。
- 四 その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合。

(費用負担)

第10条 乙は第6条に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

(損害)

第11条 乙が第5条第1項の受諾をした場合、又は同条第3項の連絡を行なった場合において、乙又は乙が受け入れた帰宅困難者に損害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

2 乙が受け入れた帰宅困難者が、乙の施設・備品等に損害を与えた場合の復旧に係る費用については、乙は損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合、あるいは、損害を与えた者に支払能力が無い場合は、原則として甲が負担するものとする。

(訓練)

第12条 乙は、一時滞在施設の開設に係る訓練を行ない、開設に必要な手順や体制の確認に努めるものとする。

(支援)

第13条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、物資の配備、訓練の実施等を行なう場合において、支援を行なうものとする。

(有効期限と見直し)

第14条 この協定の有効期限は協定締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限の2ヶ月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

(その他)

第16条 乙はこの協定により指定された一時滞在施設の受入想定人数を甲へ提出するものとする。

2 甲は前項の規定により乙から提出された情報について、外部への公表をしないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年11月8日

甲 島根県松江市末次町86番地
松江市長 上定昭仁

乙 島根県松江市御手船場町557番地4
しまね信用金庫
理事長 藤原俊樹

資料 4-(2)-53

災害時における資機材（避難所運営・応急対応用）レンタルの協力に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と一般社団法人 日本建設機械レンタル協会 中国支部山陰地区部会（以下「乙」という。）は地震、風水害その他の災害が発生又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の運営及び応急対応に必要な資機材のレンタルに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において避難所の運営及び応急対応に資機材のレンタルを甲が必要とするときに、乙の協力により円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において資機材のレンタルを必要とするときは、乙に所属する会員の保有する発電機、冷暖房機、仮設トイレ、その他レンタル機材の提供を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲において資機材のレンタルに協力するものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、前条の要請を行うときは、別記様式第1号「資機材レンタル要請書」により乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、レンタル可能な商品の可否及び台数を速やかに判断し、別記様式第2号「資機材レンタル回答書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により回答し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（資機材の運搬及び引渡し）

第4条 甲の要請により乙が甲に提供する資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行なうものとする。

2 前項の資機材の引渡しは、乙が「資機材レンタル要請書」の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡す方法により行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、実施後速やかに実施状況を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定により要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、前条の報告に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第7条 レンタル代金の支払いは、請求書を受理してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

（補償）

第8条 この協定に基づいて、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、業務従事者の使用者の責任とする。

（担当者名簿の作成）

第9条 甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年4月1日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときには、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から、1年間とする。ただし、協定期間満了の日の1月前までに協定の変更又は解除について、甲、乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、この協定は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

本協定締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

令和4年3月28日

甲 島根県松江市末次町86番地
松江市
松江市長 上 定 昭 仁

乙 鳥取県米子市二本木1123番地—1
一般社団法人 日本建設機械レンタル協会
中国支部山陰地区部会
部会長 中 元 啓 介

資料 4-(2)-54

災害時における LP ガス発電機を使用した電源供給に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と山陰酸素工業株式会社（以下「乙」という。）は地震、風水害その他の災害が発生又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の運営及び応急対応に必要な電源供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時において避難所の運営及び応急対応（緊急度が高く、いち早い対応が求められる避難所）に、移動式 LP ガス発電機（以下「発電機」という。）を甲が必要とするときに、乙の協力により円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時において避難所等で電力を必要とするときは、乙の保有する発電機の提供を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲において発電機の提供に協力するものとする。原則、発電機の操作は乙が行うものとし、現場に待機し作業にあたる。

（要請手続）

第 3 条 甲は、前条の要請を行うときは、別記様式第 1 号「移動式 LP ガス発電機要請書」により乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請があったとき、別記様式第 2 号「移動式 LP ガス発電機回答書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話により回答し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（経費の負担）

第 4 条 第 2 条の規定により要した次の費用は、甲が負担する。

(1) 発電機の燃料費

(2) 操作作業員の人件費

(3) 避難所へ移動する際の車両燃料費

2 前項の費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、乙が甲に実費を請求するものとする。

3 前第 1 項に該当しない費用であって、特にこの協定に定められた事項を実施するために要した費用については、別途甲乙協議のうえ決定する。

（代金の支払）

第 5 条 前条で発生した経費の支払いは、請求書を受理してから 30 日以内に甲が乙に支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

（補償）

第 6 条 この協定に基づいて、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、業務従事者の使用者の責任とする。

（担当者名簿の作成）

第 7 条 甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年 4 月 1 日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

（協議）

第 8 条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときには、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 9 条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から 1 年間とする。ただし、協定期間満了の日の 1 ヶ月前までに協定の変更又は解除について、甲、乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

本協定締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保管するものとする。

令和 4 年 5 月 24 日

甲 島根県松江市末次町 86 番地
松江市
松江市長 上 定 昭 仁

乙 鳥取県米子市旗ヶ崎 2201 番地 1
山陰酸素工業株式会社
代表取締役社長 並 河 元

資料 4-(2)-55

指定福祉避難所の指定及び使用に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と社会福祉法人千鳥福祉会（以下「乙」という。）とは、次の条項により指定福祉避難所の指定及び使用に関する協定を締結する。

（避難所の指定）

第1条 甲は、乙が所有する次の施設を指定福祉避難所として指定し、乙はこれを承諾する。

所在地	松江市東持田町 222 番地
名称	L. C. C. ういんぐ 多目的ホール (114 m ²)
避難所の種類	指定福祉避難所
受入可能人数	28 名 (家族・介助者含む)

（避難所の開設）

第2条 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、当該施設を指定福祉避難所として開設する必要があるときは、乙に対し、指定福祉避難所の開設について協議する。

2 乙は、甲から前項の協議があった場合は、特段の事由がない限り、可能な範囲内で速やかに指定福祉避難所が開設できるよう努めるものとする。

（要請・回答の方法）

第3条 甲が乙に対し指定福祉避難所の開設を要請するときは、別記様式第1号「開設要請書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに別記様式第1号を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、別記様式第2号「開設回答書」により、甲に対し回答を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により回答し、事後速やかに別記様式第2号を送付するものとする。

（受入対象者）

第4条 受入対象者は、災害時、指定一般避難所での生活において特別な配慮を要する要配慮者のうち知的障がい者（以下「要配慮者」という。）及びその家族又は介助者（以下「家族等」という。）原則1名とする。

（受入の要請）

第5条 甲は、別記様式第3号「要配慮者受入要請書」により、乙に対し指定福祉避難所への受入れの要請を行うものとする。

（職員の協力）

第6条 甲は、当該施設の指定福祉避難所運営に関し乙に協力を依頼することができる。

2 乙は、前項の依頼があったときは、施設管理上、必要と認められる範囲内で協力することができる。

3 第6条第1項による甲からの依頼に基づき、乙が実施する協力の範囲は、おおむね次に掲げるものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(1) 要配慮者への相談に応じる介助員等の配置及び避難した要配慮者の日常生活の支援

(2) 乙の施設への要配慮者の移送については、原則として家族等が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、乙の施設への要配慮者の移送に努めるものとし、乙は甲から当該移送の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送を行うものとする。

(3) その他必要とする事項

(受入期間)

第7条 乙の施設への受入れ対象期間は、原則として7日以内とし、7日を過ぎても甲が指定する指定福祉避難所が閉鎖しない場合は受入れ対象期間を延長することができる。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(指定福祉避難所の閉鎖)

第8条 甲は、指定福祉避難所を閉鎖する場合は、書面により乙に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により行い、事後速やかに書面による通知を行うものとする。

(物資の提供等)

第9条 乙は、受け入れた要配慮者及びその家族等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等、指定福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲内で指定福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用負担)

第10条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第108号）及びその他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した指定福祉避難所の開設及び運営に関する次に掲げる費用を負担する。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）
- (2) 要配慮者に要する食費
- (3) 要配慮者の移送に要する費用
- (4) その他生活関連物資等の購入に要した費用

(損害賠償)

第11条 甲は、指定福祉避難所の使用に関し、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙及び乙の職員は指定福祉避難所への要配慮者の受入れを行うにあたり業務上知り得た要配慮者及び家族等の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する業務上知り得た、要配慮者又は家族等の情報等の個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(担当者名簿の作成)

第13条 甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年4月1日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間・解除)

第 15 条 この協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日から 1 か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 4 年 11 月 14 日

(甲) 松江市末次町 86 番地

松 江 市 長 上 定 昭 仁 印

(乙) 松江市東持田町 1415 番地

社会福祉法人 千鳥福祉会

理 事 長 山 本 昌 子 印

資料 4-(2)-56

災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ中国支店松江営業所（以下「乙」という。）は地震、風水害その他の災害が発生又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の運営及び応急対応に必要な資機材のレンタルに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において避難所の運営及び応急対応に資機材のレンタルを甲が必要とするときに、乙の協力により円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において資機材のレンタルを必要とするときは、乙の保有する発電機、冷暖房機、仮設トイレ、その他レンタル機材の提供を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲において資機材のレンタルに協力するものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、前条の要請を行うときは、別記様式第1号「資機材レンタル要請書」により乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、レンタル可能な商品の可否及び台数を速やかに判断し、別記様式第2号「資機材レンタル回答書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により回答し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（資機材の運搬及び引渡し）

第4条 甲の要請により乙が甲に提供する資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 前項の資機材の引渡しは、乙が「資機材レンタル要請書」の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡す方法により行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、実施後速やかに実施状況を甲に報告するものとする。

（撤去の要請）

第6条 甲は乙から提供を受けた資機材撤去の要請を行うときは、別記様式第3号「資機材レンタル撤去要請書」により乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（経費の負担）

第7条 第2条及び第4条の規定により乙が要した経費及びレンタル代金については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、前条の報告に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第8条 レンタル代金の支払いは、請求書を受領してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(補償)

第9条 この協定に基づいて、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、業務従事者の使用者の責任とする。

(担当者名簿の作成)

第10条 甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年4月1日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先(別紙)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときには、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から、1年間とする。ただし、協定期間満了の日の1月前までに協定の変更又は解除について、甲、乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、この協定は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

本協定締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

令和4年11月14日

甲 松江市末次町86番地
松江市
松江市長 上 定 昭 仁

乙 島根県松江市東長江町902番地47
株式会社アクティオ 中国支店 松江営業所
所長 野 田 宗 輝

資料 4-(2)-57

災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と太陽建機レンタル株式会社（以下「乙」という。）は地震、風水害その他の災害が発生又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の運営及び応急対応に必要な資機材のレンタルに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において避難所の運営及び応急対応に資機材のレンタルを甲が必要とするときに、乙の協力により円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において資機材のレンタルを必要とするときは、乙の保有する発電機、冷暖房機、仮設トイレ、その他レンタル機材の提供を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲において資機材のレンタルに協力するものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、前条の要請を行うときは、別記様式第1号「資機材レンタル要請書」により乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、レンタル可能な商品の可否及び台数を速やかに判断し、別記様式第2号「資機材レンタル回答書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により回答し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（資機材の運搬及び引渡し）

第4条 甲の要請により乙が甲に提供する資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 前項の資機材の引渡しは、乙が「資機材レンタル要請書」の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡す方法により行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、実施後速やかに実施状況を甲に報告するものとする。

（撤去の要請）

第6条 甲は乙から提供を受けた資機材撤去の要請を行うときは、別記様式第3号「資機材レンタル撤去要請書」により乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（経費の負担）

第7条 第2条及び第4条の規定により乙が要した経費及びレンタル代金については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、前条の報告に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第8条 レンタル代金の支払いは、請求書を受領してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(補償)

第9条 この協定に基づいて、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、業務従事者の使用者の責任とする。

(担当者名簿の作成)

第10条 甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年4月1日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときには、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から、1年間とする。ただし、協定期間満了の日の1月前までに協定の変更又は解除について、甲、乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、この協定は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

本協定締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

令和4年11月14日

甲 島根県松江市末次町86番地
松江市
松江市長 上 定 昭 仁

乙 静岡県静岡市駿河区大坪町2番26号
太陽建機レンタル株式会社
代表取締役 真 鍋 貢

資料 4-(2)-58

災害時における避難所運営及び応急対応用資機材レンタルの協力に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と日立建機日本株式会社 中国・四国支社 西中国支店（以下「乙」という。）は地震、風水害その他の災害が発生又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の運営及び応急対応に必要な資機材のレンタルに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において避難所の運営及び応急対応に資機材のレンタルを甲が必要とするときに、乙の協力により円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において資機材のレンタルを必要とするときは、乙の保有する発電機、冷暖房機、仮設トイレ、その他レンタル機材の提供を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲において資機材のレンタルに協力するものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、前条の要請を行うときは、別記様式第1号「資機材レンタル要請書」により乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、レンタル可能な商品の可否及び台数を速やかに判断し、別記様式第2号「資機材レンタル回答書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により回答し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（資機材の運搬及び引渡し）

第4条 甲の要請により乙が甲に提供する資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 前項の資機材の引渡しは、乙が「資機材レンタル要請書」の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡す方法により行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、実施後速やかに実施状況を甲に報告するものとする。

（撤去の要請）

第6条 甲は乙から提供を受けた資機材撤去の要請を行うときは、別記様式第3号「資機材レンタル撤去要請書」により乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（経費の負担）

第7条 第2条及び第4条の規定により乙が要した経費及びレンタル代金については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、前条の報告に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第8条 レンタル代金の支払いは、請求書を受領してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(補償)

第9条 この協定に基づいて、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、業務従事者の使用者の責任とする。

(担当者名簿の作成)

第10条 甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年4月1日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先(別紙)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときには、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から、1年間とする。ただし、協定期間満了の日の1月前までに協定の変更又は解除について、甲、乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、この協定は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

本協定締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

令和4年11月14日

甲 島根県松江市末次町86番地
松江市
松江市長 上 定 昭 仁

乙 広島県廿日市市上の浜2番地2-1
日立建機日本株式会社
中国・四国支社 西中国支店
支店長 進 藤 賢 一

資料 4-(2)-59

災害時における指定福祉避難所の運営の協力に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と島根県訪問看護ステーション協会松江支部（以下「乙」という。）とは、避難所での生活が困難な災害時要配慮者（以下、「要配慮者」という。）の支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、松江市内に発生した大規模な地震等の災害時において、指定福祉避難所での看護及び介護の提供並びに避難所の運営の協力（以下「協力」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（職員派遣の要請）

第2条 甲は、指定福祉避難所を開設した場合で、甲のみの対応で要配慮者の十分な支援ができないと認めるときは、乙に対して看護師等の職員の派遣を要請する。

2 乙は、甲から協力要請があった場合は、可能な範囲内で協力を努めるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に対し、前条に規定する要請を行うときは、別記様式第1号「派遣要請書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに別記様式第1号を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、派遣の可否を速やかに判断し、別記様式第2号「派遣回答書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により回答し、事後速やかに別記様式第2号を送付するものとする。

（協力の範囲）

第4条 第2条に規定する要請に基づき、乙が指定福祉避難所において実施する協力の範囲は、次に掲げるものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（1）医師の指示に基づく以下の支援

- ア 医療機器（人工呼吸器、吸引機器、酸素供給機器、経管栄養等）の管理
- イ 受診に関する相談
- ウ その他必要な医療処置

（2）その他の支援

- ア 病気や障がいの状態、バイタルサイン（血圧・体温・脈拍等）のチェック
- イ 清潔援助、食事、排泄等の介助、指導
- ウ 療養上の指導、相談
- エ 不足している医薬品や医療材料の把握
- オ 受診への付き添い
- カ その他必要な支援

（費用負担）

第5条 乙は、第2条及び第4条に基づき実施した業務に係る費用について、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

（補償）

第6条 甲からの協力の要請に応じて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 乙は、甲が行う防災訓練に、甲の要請に基づき参加するものとする。

(担当者名簿の作成)

第8条 甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年4月1日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先(別紙)を作成し、相互に交換するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙及び乙の協会員は指定福祉避難所での看護及び介護の提供にあたり業務上知り得た要配慮者の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する業務上知り得た、要配慮者の情報等の個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間・解除)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年 2月 13日

(甲) 松江市末次町86番地

松江市長 上 定 昭 仁 印

(乙) 松江市上乃木七丁目6番1号

島根県訪問看護ステーション協会松江支部

支部長 森 美由紀 印

資料 4-(2)-60

災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と山陰だんだん屋台村（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災住民等を支援するため、乙が保有するキッチンカーによる物資の供給等（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、避難生活が長期化する場合において、避難所で生活する被災者に適温食などを提供することにより精神衛生面や栄養面での環境改善を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において本事業が必要であると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲において、本事業へ協力するものとする。

（支援協力の内容）

第3条 乙は、甲から協力要請があったときは、甲の指定する要請場所において、可能な範囲内で次に掲げる支援を実施するものとする。

- （1）キッチンカーによる炊出し調理全般
- （2）乙が調達可能な物資の供給
- （3）甲が提供する米等の炊飯及び食材の調理
- （4）その他甲が指定する支援

（要請手続）

第4条 甲は、第2条の要請を行うときは、別記様式第1号「キッチンカーによる物資の供給等に関する要請書」により乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話により要請し、事後速やかに別記様式第1号を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請があったとき、別記様式第2号「キッチンカーによる物資の供給等に関する回答書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話により回答し、事後速やかに別記様式第2号を送付するものとする。

（要請に伴う措置）

第5条 乙が本事業を実施する場合、特定原材料及び特定原材料に準じるものについて、表示、利用者に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

（実績報告）

第6条 乙は、本事業を行ったときは、甲に対し別記様式第3号「実績報告書」により報告を行うものとする。

（経費の負担）

第7条 本事業により要した次の費用は、甲が負担する。

- （1）乙が調達した物資等の代金
 - （2）キッチンカー等の運行及び調理に要した燃料の代金
- 2 前項の費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、乙が甲に実費を請求するものとする。
- 3 第1項に該当しない費用であって、特にこの協定に定められた事項を実施するために要した費用については、別途甲乙協議のうえ決定する。

（代金の支払い）

第8条 前条で発生した経費の支払いは、請求書を受理してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(担当者名簿の作成)

第10条 甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年4月1日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときには、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、協定期間満了の日の1か月前までに協定の変更又は解除について、甲、乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、この協定は更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

本協定締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和5年8月28日

甲 松江市末次町86番地
松江市長 上 定 昭 仁

乙 松江市東出雲町揖屋29番地11
山陰だんだん屋台村
代 表 大 國 富 栄

資料 4-(2)-61

指定福祉避難所の指定及び使用に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と社会福祉法人上口福祉会（以下「乙」という。）とは、次の条項により指定福祉避難所の指定及び使用に関する協定を締結する。

（避難所の指定）

第1条 甲は、乙が所有する次の施設を指定福祉避難所として指定し、乙はこれを承諾する。

所在地	松江市玉湯町玉造 8 2 4 - 1
名称	多目的ホール兼災害時長期避難所（きずな棟）
受入可能人数	4 6 名（家族・介助者含む）
所在地	松江市玉湯町玉造 1 6 4 9 - 2
名称	体育棟
受入可能人数	6 0 名（家族・介助者含む）
所在地	松江市玉湯町玉造 8 2 1 - 2
名称	短期入所棟
受入可能人数	1 2 名（家族・介助者含む）

（避難所の開設）

第2条 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、当該施設を指定福祉避難所として開設する必要があるときは、乙に対し、指定福祉避難所の開設について協議する。

2 乙は、甲から前項の協議があった場合は、特段の事由がない限り、可能な範囲内で速やかに指定福祉避難所が開設できるよう努めるものとする。

（要請・回答の方法）

第3条 甲が乙に対し指定福祉避難所の開設を要請するときは、別記様式第1号「開設要請書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに別記様式第1号を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、別記様式第2号「開設回答書」により、甲に対し回答を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により回答し、事後速やかに別記様式第2号を送付するものとする。

（受入対象者）

第4条 受入対象者は、災害時、指定一般避難所での生活において特別な配慮を要する要配慮者のうち知的等の障がい者（以下「要配慮者」という。）及びその家族又は介助者（以下「家族等」という。）原則1名とする。

（受入の要請）

第5条 甲は、別記様式第3号「要配慮者受入要請書」により、乙に対し指定福祉避難所への受入れの要請を行うものとする。

（職員の協力）

第6条 甲は、当該施設の指定福祉避難所運営に関し乙に協力を依頼することができる。

2 乙は、前項の依頼があったときは、施設管理上、必要と認められる範囲内で協力することができる。

3 第6条第1項による甲からの依頼に基づき、乙が実施する協力の範囲は、おおむね次に掲げるものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(1) 要配慮者への相談に応じる介助員等の配置及び避難した要配慮者の日常生活の支援

(2) 乙の施設への要配慮者の移送については、原則として家族等が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、乙の施設への要配慮者の移送に努めるものとし、乙は甲から当該移送の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送を行うものとする。

(3) その他必要とする事項

(受入期間)

第7条 乙の施設への受入れ対象期間は、原則として7日以内とし、7日を過ぎても甲が指定する指定福祉避難所が閉鎖しない場合は受入れ対象期間を延長することができる。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(指定福祉避難所の閉鎖)

第8条 甲は、指定福祉避難所を閉鎖する場合は、書面により乙に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により行い、事後速やかに書面による通知を行うものとする。

(物資の提供等)

第9条 乙は、受け入れた要配慮者及びその家族等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品（以下「物資」という。）を提供するものとする。

2 甲は、乙が物資の提供等、指定福祉避難所の運営を行うに当たり物資が不足する場合は、可能な範囲内で指定福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(費用負担)

第10条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第108号）及びその他関連法令等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した指定福祉避難所の開設及び運営に関する次に掲げる費用を負担する。

(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）

(2) 要配慮者に要する食費

(3) 要配慮者の移送に要する費用

(4) その他生活関連物資等の購入に要した費用

(損害賠償)

第11条 甲は、指定福祉避難所の使用に関し、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙及び乙の職員は指定福祉避難所への要配慮者の受入れを行うにあたり業務上知り得た要配慮者及び家族等の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する業務上知り得た、要配慮者又は家族等の情報等の個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(担当者名簿の作成)

第13条 甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年4月1日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

（その他）

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間・解除）

第15条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年9月29日

（甲）松江市末次町86番地
松江市長 上定昭仁

（乙）松江市古志原六丁目8番10号
社会福祉法人 上口福祉会
理事長 三浦秀範

資料 4-(2)-62

災害時における指定福祉避難所の運営の協力に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と社会福祉法人千鳥福祉会（以下「乙」という。）は、避難所での生活が困難な災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）の支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、松江市内に発生した大規模な地震等の災害時において、指定福祉避難所での看護及び介護の提供並びに指定福祉避難所の運営の協力（以下「協力」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（職員派遣の要請）

第2条 甲は指定福祉避難所を開設した場合で、甲のみの対応で要配慮者の十分な支援ができないと認めるときは、乙に対して福祉専門員及び福祉業務経験職員等の派遣を要請する。

2 乙は、甲から協力要請があった場合は、可能な範囲内で協力を努めるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲が乙に対し、前条に規定する要請を行うときは、別記様式第1号「派遣要請書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに別記様式第1号を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、派遣の可否を速やかに判断し、別記様式第2号「派遣回答書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により回答し、事後速やかに別記様式第2号を送付するものとする。

（協力の範囲）

第4条 第2条に規定する要請に基づき、乙が指定福祉避難所において実施する協力の範囲は次に掲げるものとする。ただし、これにより難しい場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（1）相談支援（困った事に対する相談）

（2）食事の提供

（3）日中の過ごし方に対する支援

（4）必要に応じた身体等の介護・移動に関する支援（食事、排せつ、入浴（清拭）、移動、服薬等）

（5）健康管理（バイタルチェック、服薬管理）

（6）その他必要な支援に関すること

（費用負担）

第5条 乙は、第2条及び第4条に基づき実施した業務に係る費用について、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

（補償）

第6条 甲からの協力の要請に応じて業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 乙は、甲が行う防災訓練に、甲の要請に基づき参加するものとする。

（連絡調整体制の整備）

第8条 甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年4月1日現在の災害時応援協定にもとづく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙及び乙の職員は指定福祉避難所での看護及び介護の提供にあたり業務上知り得た要配慮者の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する業務上知り得た、要配慮者の情報等の個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間・解除)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年9月29日

(甲) 松江市末次町86番地
松江市長 上 定 昭 仁

(乙) 松江市東持田町1415番地
社会福祉法人千鳥福祉会
理事長 江 指 裕 嗣

資料 4-(2)-63

損害調査結果の提供及び利用に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、乙の損害調査結果の提供及び利用について、以下のとおり協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

（本協定書の目的）

第1条 甲及び乙は、自然災害により生活基盤に被害を受けた住民（市外在住で松江市内に住家を所有する者を含みます。以下同様とします。）がその生活を早期に再建することができるようにするため、本協定書の規定に基づき、互いに協力するものとする。

（損害調査結果の提供及び利用）

第2条 前条の協力のため、乙は甲に対し、自然災害による甲の住民の被害に関する以下の各号に定める事項（以下「本調査結果」という。）を提供する。ただし、提供の方法、時期その他必要な事項については、甲及び乙が別途協議の上、決定するものとする。

- （1）住民から提供を受けたデータ及び情報
- （2）乙が行った被害調査に関するデータ及び情報
- （3）その他甲と乙が合意した事項

2 前項にかかわらず、乙は、住民から本調査結果の提供についての依頼及び承諾を得られない場合には、甲に対して本調査結果を提供する義務を負わないものとする。

3 甲は、乙の事前の同意がない限り、乙から提供された本調査結果を被災者支援（以下「本目的」という。）にのみ利用できるものとし、他の目的のために利用しないものとする。

4 甲は乙に対し、乙から甲への本調査結果の提供に関する対価の支払いを要しないものとする。本調査結果の提供及び利用に関して生じた費用は、各自が負担するものとする。

（法令の遵守）

第3条 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令を遵守するものとする。

2 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令で必要とされる手続きの履践並びに前条第2項の住民の依頼及び承諾の取得のため、相互に協力するものとする。

（被害認定の判断）

第4条 甲は、本調査結果の利用の有無にかかわらず、甲の判断により災害に係る住家の被害認定を行うものとする。

2 甲は、本調査結果の利用に関連して甲またはその住民に損害または損失が生じた場合であっても、乙に故意または重過失がない限り、乙に対して損害または損失の賠償または補償を求めないものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定書に関連して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持するものとする。甲及び乙は、法令に基づく場合を除き、秘密情報を第三者へ開示、提供、公表または漏洩等してはならないものとする。

2 甲または乙が法令に基づいて秘密情報を第三者に開示等した場合、相手方に対し、開示した内容及び、被開示者その他必要な事項を通知するものとする。ただし、法令により相手方に通知することができない事項については、この限りではない。

(担当者名簿の作成)

第6条 甲及び乙は、この協定の締結日及び毎年4月1日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担

当者連絡先(別紙)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(協議)

第7条 甲及び乙は、本協定書に定めのない事項または本協定書の解釈に関し疑義が生じた場合には、誠意をもって協議を行い、これを解決するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から、1年間とする。ただし、協定期間満了の日の1

か月前までに協定の変更又は解除について、甲、乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、この協定は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

2 本協定書が終了(理由の如何を問わない。)した場合であっても、第3条、第4条、第5条、及び第7条の規定はなお効力を有するものとする。

本協定締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

令和6年5月7日

甲 松江市末次町86番地
松江市長 上 定 昭 仁

乙 東京都千代田区神田駿河台3-9
三井住友海上火災保険株式会社
取締役社長 船 曳 真 一 郎

資料 4-(2)-64

災害時ペット同行避難の支援活動に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と学校法人坪内学園専門学校坪内総合ビジネスカレッジ（以下「乙」という。）とは、松江市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）にペット（犬及び猫に限る。以下同じ。）を同行した避難者（以下「ペット同行避難者」という。）及びペットに対する支援活動（以下「ペット支援活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（ペット一時預かり施設）

第1条 甲がペット一時預かり施設として使用する施設は、次のとおりとする。

所在地	松江市東朝日町74番地
名称	学校法人坪内学園 専門学校坪内総合ビジネスカレッジ
一時預かりペット数 （同伴ペット含む）	75頭（内訳：大型犬5頭、中型犬10頭、小型犬60頭）

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。
- （2） ペット同行避難 ペットと共に移動を伴う避難行動をすることを指し、指定避難所等において飼い主がペットと同室で飼育管理することを意味するものではない。

（目的）

第3条 この協定は、災害時等において甲が指定避難所を開設し、ペット同行避難者及び同行されたペット支援活動を行う際の甲に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることとする。

（協力要請）

第4条 甲は、ペット支援活動を実施する必要がある場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲でペット支援活動に協力するものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、前条の要請を行うときは、別記様式第1号「ペット支援活動要請書」により乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、別記様式第2号「ペット支援活動回答書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により回答し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（一時預かりの方法）

第6条 甲は、ペット同行避難者から別記様式第3号「一時預かり依頼書」により依頼を受けたペットの一時預かりについて要請を行うものとする。

（要請する支援活動の範囲）

第7条 乙が協力するペット支援活動の業務は、次のとおりとする。

- （1） 指定避難所に同行されたペットの一時預かり及び世話（散歩、給餌等）の代行

(2) ペットに関する相談及び助言

(3) ペットの診察の補助

(4) ペットに係る配給・支援物資等の備蓄に係る協力及び配給支援

(5) 乙の施設へのペットの移送については、原則としてペット同行避難者が行う。ただし、ペット同行避難者による移送が困難な場合は、甲は、乙の施設へのペットの移送に努めるものとし、乙は甲から当該移送の依頼があったときは、可能な範囲内において当該移送に協力するものとする。

(6) その他必要とする事項

(受入期間)

第8条 乙の施設への受入れ対象期間は、原則として7日以内とし、7日を過ぎても甲が指定する指定避難所が閉鎖しない場合は受入れ対象期間を延長することができる。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(経費負担)

第9条 乙が協力するペット支援活動に要する経費については、乙が負担するものとする。ただし、特別の費用を必要とする場合は、甲及び乙は別途協議を行うものとする。

(ペット一時預かり施設の閉鎖)

第10条 甲は、ペット預かり施設を閉鎖する場合は、書面により乙に通知するものとする。

(損害賠償)

第11条 この協定に基づいて、通常の業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、業務従事者の使用者の責任とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年4月1日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先(別紙)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(個人情報の保護)

第13条 乙及び乙の職員は、ペット支援活動の提供にあたり業務上知り得た避難者の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間・解除)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年9月20日

(甲) 松江市末次町86番地

松 江 市 長 上 定 昭 仁

(乙) 松江市東朝日町74番地

学校法人 坪内学園

専門学校坪内総合ビジネスカレッジ

理 事 長 坪 内 浩 一

災害時ペット同行避難の支援活動に関する協定書第5条の規定に基づき、ペット支援活動について下記のとおり要請します。

記

支援要請内容（１）	同行されたペットの一時預かり及び世話（散歩、給餌等）の代行		
開設期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） 一時預かりの延長が必要な場合は、協議を行い延長の可否を決定します。		
ペットの種類・数	犬・猫（種類）	大きさ（大型・中型・小型）	数
支援要請内容（２～６）	・ ペットに関する相談及び助言 ・ ペットの診察の補助 ・ ペットに係る配給 ・ その他（ ）		
場所	・ 住所： ・ 指定避難所名：		
期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）		
松江市担当連絡先	課名：	担当者：	電話： FAX：

別記様式第 2 号（第 5 条関係）

ペット支援活動回答書

松江市災害対策本部長 様

年 月 日
学校法人 坪内学園

災害時ペット同行避難の支援活動に関する協定書第 5 条の規定に基づき、ペット支援活動について下
記のとおり ・承諾します ・承諾しません

記

支 援 要 請 内 容 （ 1 ）	同行されたペットの一時預かり及び世話（散歩、給餌等）の代行		
開 設 期 間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） 一時預かりの延長が必要な場合は、協議を行い延長の可否を決定します。		
ペ ッ ト の 種 類 ・ 数	犬・猫（種類）	大きさ（大型・中型・小型）	数

支援要請内容(2～6)	・ ペットに関する相談及び助言 ・ ペットの診察の補助 ・ ペットに係る配給 ・ その他（ ）
場 所	・ 住 所： ・ 指定避難所名：
期 間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

担当連絡先	役職名：	担当者：	電話： FAX：
-------	------	------	-------------

別記様式第3号（第6条関係）

一時預かり依頼書

保護動物収容受付番号		避難所名：		受付番号：	
動物種	☐ 犬 ☐ 猫		品種		
呼び名			毛色		
性別	雄・雌（不妊手術 未・済）		特徴		
年齢			特記事項		
首輪	有・無 色：		マイクロチップ	有・無 番号：	
鑑札	有・無 番号：		注射済票	有・無 番号：	

- 私は、自然災害の発生により被災し、私の所有する動物の飼養が一時的に困難になったことから、学校法人坪内学園専門学校坪内総合ビジネスカレッジ（以下「施設」という）に、自ら所有する上記動物の一時預かりを、次のとおり依頼します。
- 預かり期間は、__年__月__日から__年__月__日までの期間をお願いします。
- 私は、一時預かりを依頼している間に、自ら飼養できる状態にするか、知人などに飼養を依頼するよう努め、可能になった時は、速やかにその旨を施設に連絡し、当該動物を引き取るものとします。
- 一時預かりにあたっては、施設が実施する保護動物の伝染病予防を目的としたワクチン接種、その他必要な検査に同意いたします。
- 一時預かり中に発生した疾病、負傷などについては、施設において応急処置を施すあるいは、必要に応じて、獣医師会会員病院に搬送することを同意いたします。
- 施設が保護施設の状況などにより、一時預かりが困難な状況が生じた時には、一時預かりボランティアでの動物保護については一任します。
- 施設での保護期間中、やむを得ない事情により当該動物が死亡、逸走または負傷したとしてもその責任は問わず、松江市及び施設に対し損害賠償請求などその他一切の請求は行いません。
- 動物の保護施設への搬入および搬出については、私自らの責任のもとに行います。また、一時預かりボランティアへの動物の搬入及び搬出に関わる詳細については、施設の指示に従います。
- 一時預かり依頼期間中は、所有者である私の所在は明確にし、避難場所の変更もしくは居住場所の変更については速やかに施設にお知らせします。
- 保護期間経過後、7日間連絡がなかった場合は所有権放棄されたものとみなします。

年 月 日

松江市災害対策本部長 様

氏 名 _____

住 所 _____

電 話 _____

避難場所 _____

裏面に「運転免許証」など所有者本人の身分を証明するものの写しを添付してください

資料 4-(2)-65

災害時ペット同伴指定福祉避難所の使用に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と学校法人坪内学園専門学校坪内総合ビジネスカレッジ（以下「乙」という。）とは、松江市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）にペット（犬及び猫に限る。以下同じ。）との同伴避難（以下「ペット同伴避難」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（指定福祉避難所）

第3条 甲がペット同伴可の指定福祉避難所として使用する施設は、次のとおりとする。

所在地	松江市東朝日町74番地
名称	学校法人坪内学園 専門学校坪内総合ビジネスカレッジ
受入可能人数	26人（202教室14人、201教室12人）

（用語の定義）

第4条 この協定において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （3） 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。
- （4） ペット同伴避難 被災者が避難所でペットを飼育管理すること（状態）を指す。ただし、指定避難所等で飼い主がペットを同室で飼育管理することを意味するものではない。

（目的）

第3条 この協定は、災害時等において甲が指定福祉避難所等を開設し、ペット同伴避難を行う際の甲に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることとする。

（協力要請）

第4条 甲は、ペット同伴避難を実施する必要がある場合は、乙に対し協力を要請するものとする。
2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、可能な範囲でペット同伴避難に協力するものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、前条の要請を行うときは、別記様式第1号「ペット同伴避難要請書」により乙に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。
2 乙は、前項の要請があったときは、別記様式第2号「ペット同伴避難回答書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話により回答し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（受入対象者）

第6条 受入対象者は、災害時、指定一般避難所での生活において特別な配慮を要する要配慮者のうち高齢者（以下「要配慮者」という。）及びその家族又は介助者（以下「家族等」という。）原則1名とする。

（要請する協力の範囲）

第7条 乙が協力する業務は、次のとおりとする。

- (7) 指定福祉避難所等の開設及び管理運営に係る協力
 - (8) 同伴したペットに関する相談及び助言
 - (9) 同伴したペットの診察の補助
 - (10) ペットに係る配給・支援物資等の備蓄に係る協力及び配給支援
 - (11) その他必要とする事項
- (受入期間)

第8条 乙の施設への受入れ対象期間は、原則として7日以内とし、7日を過ぎても甲が指定する指定避難所が閉鎖しない場合は受入れ対象期間を延長することができる。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(経費負担)

第9条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第108号）及びその他関連法等の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した指定福祉避難所の開設及び運営に関する経費を負担する。ただし、乙はペットに関する経費を甲に求めないものとするが、特別の費用を必要とする場合は、甲及び乙は別途協議を行うものとする。

(施設の閉鎖)

第10条 甲は、施設を閉鎖する場合は、書面により乙に通知するものとする。

(損害賠償)

第11条 甲は、指定福祉避難所の使用に関し、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年4月1日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(個人情報の保護)

第13条 乙及び乙の職員は、指定福祉避難所の提供にあたり業務上知り得た避難者の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間・解除)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年9月20日

(甲) 松江市末次町86番地

松 江 市 長 上 定 昭 仁

(乙) 松江市東朝日町74番地

学校法人 坪内学園

専門学校坪内総合ビジネスカレッジ

理 事 長 坪 内 浩 一

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

ペット同伴避難要請書

学校法人 坪内学園 様

年 月 日
松江市災害対策本部長

災害時ペット同伴指定福祉避難所の使用に関する協定書第 5 条の規定に基づき、指定福祉避難所の開設について下記のとおり要請します。

記

受 入 期 間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） 開設の延長が必要な場合は、協議を行い延長の可否を決定します。
受 入 依 頼 人 数	人

ペット受入依頼数	・犬 匹 ・猫 匹		
開 設 期 間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ） 延長が必要な場合は、協議を行い延長の可否を決定します。		
ペットの種類・数	犬・猫（種類）	大きさ（大型・中型・小型）	数

松江市担当連絡先	課名：	担当者：	電話： FAX：
----------	-----	------	-------------

ペット同伴避難回答書

松江市災害対策本部長 様

年 月 日
学校法人 坪内学園

災害時ペット同伴指定福祉避難所の使用に関する協定書第 5 条の規定に基づき、指定福祉避難所の開設について下記のとおり ・承諾します ・承諾しません

記

受 入 期 間	年 月 日 () ～ 年 月 日 () 開設の延長が必要な場合は、協議を行い延長の可否を決定します。
受 入 可 能 人 数	人

ペ ッ ト 受 入 数	・犬 匹 ・猫 匹		
ペ ッ ト の 種 類 ・ 数	犬・猫（種類）	大きさ（大型・中型・小型）	数

担当連絡先	役職名：	担当者：	電話： FAX：
-------	------	------	-------------

資料 4-(2)-66

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定

松江市（以下「甲」という。）と株式会社 TAMAYA（以下「乙」という。）とは、災害時における飲料水及びウォーターサーバー（以下「飲料水等」という。）の優先供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、松江市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、甲に災害対策本部が設置された場合において、甲が実施する飲料水等の調達業務に対する乙の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、災害発生時に必要と認めるときは、乙に対し、甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）へ飲料水等の優先供給について、協力を要請することができる。

2 乙は流通備蓄する飲料水等を可能な範囲内で、甲に優先的に供給するものとする。

3 本協定の目的を達成するため、乙は流通備蓄として保有する飲料水等の量について、甲の求めに応じて報告するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請する場合は、別記様式第1号「飲料水等発注書」により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭で要請し、事後速やかに別記様式第1号を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、積極的に協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合や、交通網の寸断等の影響により飲料水等の搬送自体が不可能な場合は、この限りではない。

（飲料水等の搬送及び受領）

第6条 乙による飲料水等の搬送が可能な場合、乙は、指定場所への搬送に協力するものとする。甲は、指定場所において、品目、数量等を確認の上、受領するものとする。

（報告）

第7条 乙は、甲の要請により飲料水等を供給した場合は、その品目、数量等を別記様式第2号「飲料水等の出荷要請に関する措置報告書」により報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、乙が第3条に規定する要請を受け飲料水等の供給を行った場合、その費用（人件費を除く。）を次のとおり負担するものとする。

（1）飲料水の価格は、当該災害時直前の価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（2）ウォーターサーバーは無償貸与するものとする。

（3）原則として、運搬に要した費用については、乙が負担する。

(費用の請求及び支払い)

第9条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(担当者等名簿の作成)

第10条 甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年4月1日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年11月1日

甲 松江市末次町86番地
松江市長 上 定 昭 仁

乙 松江市平成町182番地7
株式会社 TAMAYA
代表取締役社長 持 田 寿 人

別記様式第1号 (第4条関係)

飲料水等発注書

令和 年 月 日

株式会社 TAMAYA
代表取締役社長 様

松江市長

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第4条の規定に基づき、下記のとおり要請します。なお、協定書第7条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要 請 担 当 者 氏名・連絡先	所 属		職 名	
	氏 名		電 話 番 号	
電 話 ・ F A X 等 要 請 日 時	年 月 日		午 前	時 分
			午 後	
要 請 内 容	要 請 品 目		要 請 数 量	
搬入希望場所				
備 考				

別記様式第 2 号（第 7 条関係）
飲料水等の出荷要請に関する措置報告書

令和 年 月 日

（あて先）松 江 市 長 様

株式会社 TAMAYA
代表取締役社長

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第 7 条の規定に基づき、飲料水等の
出荷要請に関する措置の状況を下記のとおり報告します。

記

実務担当者	氏名		
	所属		
	連絡先		
納 入 日	年 月 日	午前 午後	時
納 入 場 所			
納 入 方 法			
納 入 内 容	納入品目	納入数量	
備 考			

資料 4-(2)-67

松江市の防災力向上にかかる相互協力に関する協定書

松江市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン株式会社山陰支店（以下「乙」という。）は、松江市内における大規模災害に備えた防災力の向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙、相互の密接な連携・協力により、防災・減災の取組を促進し、大規模災害に備える地域防災力の向上を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項を相互に連携及び協力して実施する。

- （1）甲が行う防災セミナー、防災訓練その他の地域防災イベントに関すること。
- （2）災害時及び救急活動時におけるドローンによる情報収集に関すること。
- （3）市民や企業への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること。
- （4）BCPの策定支援に関すること。
- （5）地震保険の加入促進に資する情報提供に関すること。
- （6）その他防災・減災及び災害対応における相互協力に関すること。

（費用の負担）

第3条 乙が第2条第1項に定めるによる協力を行うために要した費用については、その都度、甲乙協議する。

（代金の支払）

第4条 前条の協議により甲が乙に費用を支払う必要が生じた場合、発生した費用の支払いは、請求書を受領してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

（個人情報の保護）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。

- 2 前項に規定する個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（担当者名簿の作成）

第6条 甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年4月1日現在の災害時応援協定に基づく連絡責任者・担当者連絡先（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

- 2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（協定の有効期間・解除）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年1月21日

甲 松江市末次町86番地
松 江 市 長 上 定 昭 仁

乙 松江市御手船場町549番地1
損害保険ジャパン株式会社
山 陰 支 店 長 宮 井 淳

(3)その他の協定

資料 4-(3)-1

島根県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、島根県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するために、島根県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、島根県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請の手続きは、島根県環境生活部消防防災課防災航空管理所（以下「管理所」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象条件を確認の上、応援するものとする。

2 前項に規定により応援要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない町村にあつては、当該町村長。）が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動（救急業務を含む。）に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関

する協定書（以下「消防相互応援協定」という。）及び、平田市、大社町及び消防にかかる一部事務組合の救急業務に関する相互応援協定書（以下「救急相互応援協定」という。）に基づく応援要請があったものとみなす。

- 2 発災市町村が救急相互応援協定に加盟していない場合の救急業務については前項の規定は適用せず、県の業務としての救急活動とする。

（経費負担）

第8条 前条第1項に該当する活動に従事する場合における応援に要する経費は、消防相互応援協定及び救急相互応援協定の規定にかかわらず次の各号に定めるところにより負担するものとする。

（1）応援のために生ずる超過勤務手当などの手当、燃料費等の運航経費及び事故により生じた経費は島根県の負担とする。ただし、特別の事情があるときは県と関係市町村が協議のうえ決定するものとする。

（2）前各号以外の経費については島根県と関係市町村が、その都度協議のうえ決定する。

- 2 前項の規定は、災害応援時の費用負担について定めるものであり、防災航空隊の経常的な人件費等の負担については、別に定めるところによるものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項は、島根県及び市町村等の長が協議して定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書69通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成6年3月28日

資料 4-(3)-2

消防・救急相互応援協定の締結状況

資料：消防本部

協定名	協定締結機関名	締結年月日
島根県防災ヘリコプター応援協定 (資料4-(3)-2)	県下市町村及び消防の一部事務組合及び 消防を含む一部事務組合	平成6年3月28日 令和2年10月1日 (再締結)
境海上保安部と松江地区広域行政組合消 防局との消防業務協定	境海上保安部	平成11年3月31日
宍道湖漁業協同組合と松江地区広域行政 組合消防本部との業務協定	宍道湖漁業協同組合	平成11年10月31日
島根県総合防災システムの設置、運用及 び管理に関する協定	島根県	平成12年3月1日 令和元年8月1日 (再締結)
山陰自動車道消防相互応援協定（安来～ 東出雲間）	安来市消防本部	平成13年3月23日 平成24年3月14日 (再締結)
中海・宍道湖・大山圏域消防相互応援協定	出雲市、安来市、鳥取県西部広域行政管理組 合	平成28年7月8日
本土医師同乗による離島救急患者の緊急 搬送に関する協定書	松江赤十字病院 島根県	平成14年2月13日
救急業務における特定行為に関する協定 書	松江赤十字病院 松江市立病院 松江生協病院	平成14年3月19日 平成29年1月10日 (再締結)
隠岐島の救急業務の共同処理に関する覚 書	出雲市消防本部 隠岐広域連合消防本部 鳥取県西部広域行政管理組合	平成14年4月1日 平成21年1月1日 (再締結)
島根県防災ヘリコプター救急救命士搭乗 システムに関する協定	島根県下消防本部 島根県	平成18年3月27日
山陰自動車道及び松江自動車道消防相互 応援協定（宍道～斐川）（宍道～雲南加茂 間）	出雲市 雲南消防本部	平成18年11月24日 平成21年10月1日 平成27年9月30日 令和4年8月5日（再締結）
山陰自動車道及び松江自動車道における 消防及び救急等の業務に関する覚書	西日本高速道路株式会社中国支社	平成18年11月24日 令和4年10月28日 (再締結)

協定名	協定締結機関名	締結年月日
鉄道災害時の安全管理体制確保に関する覚書	西日本旅客鉄道株式会社（米子支社・広島支社） 一畑電鉄株式会社	平成20年3月1日
エボラ出血熱患者移送に関する協定書	島根県	平成27年2月2日
松江生協病院で行う派遣型救急ワークステーションに関する覚書	松江生協病院	平成28年4月1日
災害時における消防水等の供給支援に関する協定書	島根県（県内消防本部） 島根県生コンクリート工業組合	平成29年6月1日
島根県消防広域相互応援協定	島根県 県内市町村及び消防に係る一部事務組合及び広域連合	平成30年8月1日
原子力災害時における医師派遣等に係る確認書及び覚書	島根大学医学部 島根県立中央病院	平成30年10月31日
救急救命士の病院実習に係る協定書	松江赤十字病院 松江市立病院 松江生協病院	平成31年4月1日
島根大学医学部附属病院高度外傷センタードクターカー運用に関する協定書	島根大学医学部	令和3年7月1日
派遣型救急ワークステーションの運用に関する協定書	松江市立病院	令和5年4月1日
大規模災害時等の自販機内の商品無償提供に関する覚書	株式会社伊藤園松江支店	平成26年7月1日